

# 千葉県中小企業等 事業継続支援金 - 申請要領・様式 -



<受付期間> 令和3年8月5日(木)から令和3年12月28日(火)まで

## < はじめに御確認ください >

- 令和3年3月31日(水)までに創業し、引き続き千葉県内で事業を継続していく意思を有することが支給の条件です。
- 申請は、原則としてオンラインでお願いします。  
(オンライン申請が難しい方は、郵送での申請も可能です。)
- 支援金の支給は、審査完了後、「8月下旬から」順次行っていく予定です。
- 支援金の不正受給(営業実態を偽って申請すること、事業継続の意思がないにも関わらず申請すること等)は犯罪です。  
警察当局と連携し、厳格に対処します。
- 国の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の内容変更に伴い、支援金制度が変更になる場合があります。最新の情報は専用ポータルサイトで御確認ください。

<専用ポータルサイト> <https://chiba-keizokushienkin.com>



### 千葉県中小企業等事業継続支援金 コールセンター

【受付時間】: 午前9時から午後6時まで(土・日・祝日含む。)

(ただし、12月29日(水)~1月3日(月)を除く。)

【期間】: 令和3年8月1日(日)~令和4年1月31日(月)

【電話】: 0120-179-155

(7月30日版)

# 目 次

## I 支援金の概要

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
- 2 千葉県中小企業等事業継続支援金・・・・・・・・ P2
- 3 千葉県中小企業等事業継続支援金（酒類販売事業者等  
への上乗せ支給分）・・・・・・・・・・・・・・・・ P5

## II 申請手続き

- 1 問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P11
- 2 申請手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P11
- 3 （支援金B支給対象の方のみ）申請方法の特例・・・ P12
- 4 支給の決定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P12
- 5 その他留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P13

## III 提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P14

## IV 各種申請特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P31

## V よくあるお問い合わせ・・・・・・・・・・・・・・・・ P35

- (参考)・暴力団排除に関する規定・・・・・・・・・・・・ P45
- ・日本産業標準分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P46
- ・各種提出書類様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P57

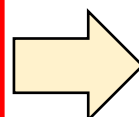
※本要領上は、令和元年に平成31年1月～平成31年4月を含むものとします。

# 《最初にお読みください》

幅広い業種の方を対象とした支援金

=千葉県中小企業等事業継続支援金

支援金 A



P2からP4まで及びP10以降を  
御確認ください。

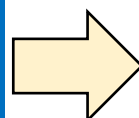
売上が前年又は前々年比70%以上減少している

酒類販売事業者等の方を対象とした上乗せ

=千葉県中小企業等事業継続支援金

(上乗せ分)

支援金 B



P5以降を御確認ください。

# Ⅰ 支援金の概要

## 1 目的

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少している中小企業者等の皆さまに対して、幅広く「千葉県中小企業等事業継続支援金(以下「支援金」という。)」を支給することにより、事業の継続・立て直しのための取組を支援することを目的とします。

また、まん延防止等重点措置等に伴い、飲食店への酒類の提供停止を含む時短営業要請等が長期間に及んでいることから、特に大きな影響を受けている酒類販売事業者等の皆さまに対して、支援金を上乘せしめて支給します。

## 2 千葉県中小企業等事業継続支援金(以下「支援金 A」という。)

### (1) 対象事業者

支援金 A は、業種を問わず、幅広い事業者の方が対象となります

令和 3 年 3 月 31 日までに創業した中小企業等又は個人事業者等であること。

中小企業等及び個人事業者等は、以下のとおりです(以下同様)。

中小企業等	資本金等 10 億円未満、又は資本金等が定められていない場合は常時使用する従業員数が 2,000 人以下の法人
個人事業者等	個人で開業し、主たる収入を事業所得で確定申告した「個人事業者」のほか、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業収入を主たる収入として、雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者を含む

なお、以下に掲げる法人・団体、個人については、支給対象外とします。

- ・主たる収入を雑所得又は給与所得で確定申告した個人事業者で、被雇用者又は被扶養者である者
- ・法人税法別表第 1 に規定する公共法人(国立大学法人、地方独立行政法人、土地区画整理組合等)
- ・宗教上の組織又は団体
- ・政治団体
- ・P45 に記載する「暴力団排除に関する規定」の各号のいずれかに該当する者
- ・支援金の趣旨・目的に照らして支給が適当でないと知事が判断する者

## (2) 支給要件

次の7つの要件全てに該当する事業者の方に支援金を支給します。

- ① 令和3年3月31日までに創業し、申請時点で千葉県内に「本店」又は「主たる事業所(※)」を有すること。

(フリーランス等、特定の事業所を有しない場合は、申請時点で、千葉県内に住所を有すること。)

(※)・中小企業等の場合は、法人税の確定申告書別表一に記載された納税地

- ・個人事業者等(青色申告)の場合は、所得税の青色申告決算書に記載された事業所所在地
- ・個人事業者等(白色申告)の場合は、所得税の収支内訳書に記載された事業所所在地
- ・NPO法人又は公益法人等特例の場合(P33参照)は、履歴事項全部証明書又は根拠法令に基づき法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類で確認

- ② 千葉県が実施する「千葉県感染拡大防止対策協力金(飲食店、大規模施設・テナント等)(令和3年4月～令和3年8月の間における時短営業等の要請に対する協力金。以下「協力金」という。)」の支給対象とならないこと。

**【令和3年4月～8月のうち、ひと月でも協力金の支給対象となっている場合、支援金Aの支給対象となりません】**

**【飲食店、大規模施設・テナントの事業者の方で、県の時短営業等の要請に御協力いただいていない場合には、支援金Aの支給対象とはなりません】**

- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月～令和3年8月までのいずれかひと月の売上が、令和元年又は令和2年の同月比で**30%以上減少**していること。

※上記比較が困難な方に対しては、各種申請特例を用意しております。詳しくは、P31～34を御覧ください。

令和3年4月～8月の売上には、国の月次支援金や市町村の支援金、その他補助金・協力金等の額を加える必要はありません

- ④ 申請時点で事業を継続しており、引き続き千葉県内で事業を継続する意思を有すること。
- ⑤ 事業内容が公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。
- ⑥ 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- ⑦ 「暴力団排除に関する規定」(P45参照)を遵守し、本件に係る千葉県警察本部への照会について、予め承諾すること。

### (3) 支給金額

中小企業等:20万円

個人事業者等:10万円

※支給要件を満たす場合に、一律定額で支給します。

※支給は、一法人(個人) 1回限りです。

### 3 千葉県中小企業等事業継続支援金(酒類販売事業者等への上乗せ支給分)(以下「支援金 B」という。)

#### (1) 対象事業者

支援金 B は、酒類販売事業者等の方のみが対象です

令和 3 年 3 月 31 日までに創業した酒類販売事業者等(※)。ただし、中小企業等又は個人事業者等に限りませす。

(※)申請時点で、有効な酒税法(昭和 15 年法律第 35 号)第 7 条に規定する酒類の製造免許又は同法第 9 条に規定する酒類の販売業免許を受けている者に限る。

なお、以下に掲げる法人、個人については、支給対象外とします。

- ・法人税法別表第 1 に規定する公共法人(国立大学法人、地方独立行政法人、土地区画整理組合等)
- ・宗教上の組織又は団体
- ・政治団体
- ・P45 に記載する「暴力団排除に関する規定」の各号のいずれかに該当する者
- ・支援金の趣旨・目的に照らして支給が適当でないと知事が判断する者

支援金 A と支援金 B は重複して

受給することができます

#### (2) 支給要件

次の 8 つの要件全てに該当する酒類販売事業者等の方が支給対象です。

- ① 令和 3 年 3 月 31 日までに創業し、申請時点で千葉県内に「本店」又は「主たる事業所(※)」を有すること。

(※) P3 枠内参照

- ② 千葉県が実施する「千葉県感染拡大防止対策協力金(飲食店、大規模施設・テナント等)(令和3年4月～令和3年8月の間における時短営業等の要請に対する協力金)」の支給対象とならないこと。

**【令和3年4月～8月のうち、協力金の支給対象となっている月については、支援金日の支給対象となりません。】**

**【大規模施設・テナントの事業者の方で、県の時短営業等の要請に御協力いただいていない場合には、支援金日の支給対象とはなりません】**

- ③ まん延防止等重点措置等に伴う飲食店への酒類の提供停止を含む時短営業要請等の影響により、令和3年4月～令和3年8月までの期間について、売上が令和元年又は令和2年の同月と比較して**70%以上減少**した月があること。

※令和3年4月～令和3年8月の5カ月全ての売上が70%以上減少している必要はありません。ひと月でも対象月があれば、当該月分が支給対象となります。

※上記比較が困難な方に対しては、各種申請特例を用意しております。詳しくは、P31～34を御覧ください。

令和3年4月～8月の売上には、国の月次支援金や市町村の支援金、その他補助金・協力金等の額を加える必要はありません

- ④ 令和3年4月～8月の間における緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う休業・時短営業要請・酒類提供停止要請等に応じている飲食店と直接又は間接の取引があること。

※令和3年4月～8月の間における千葉県内のまん延防止等重点措置の対象地域一覧については、以下のとおりです。(令和3年7月29日時点のもの)

市町村名	まん延防止等重点措置の対象期間	市町村名	まん延防止等重点措置の対象期間
千葉市	4月28日～8月22日	柏市	4月20日～6月20日
市川市	4月20日～8月22日		7月12日～8月22日
船橋市	4月20日～8月22日	市原市	6月21日～8月22日
木更津市	6月21日～7月11日	流山市	4月28日～6月20日
松戸市	4月20日～8月22日	八千代市	4月28日～6月20日
野田市	4月28日～6月20日		7月19日～8月22日
成田市	7月2日～8月22日	我孫子市	4月28日～6月20日
習志野市	4月28日～8月22日		



鎌ヶ谷市	4月28日～6月20日	富津市	6月21日～7月11日
	7月19日～8月22日	浦安市	4月20日～8月22日
君津市	6月21日～7月11日	袖ヶ浦市	6月21日～7月11日

例 1. 千葉市の飲食店と取引がある場合

→4月～8月分が対象となります。

例 2. 流山市の飲食店とのみ取引がある場合

→流山市のまん延防止等重点措置の対象期間は、4月～6月までであることから、4月～6月分が対象となります。

例 3. 上記一覧に記載のない千葉県内の市町村の飲食店とのみ取引がある場合

→恐れ入りますが、支援金Bの支給対象となりません。

例 4. 千葉県内の飲食店との取引はないが、東京都や埼玉県、神奈川県等、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う休業・時短営業要請・酒類提供停止要請等が発出された地域に所在する飲食店とのみ取引がある場合

→当該地域において、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う休業・時短営業要請・酒類提供停止要請等が発出された期間分が対象となります。

国の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の内容変更（対象地域の拡大、予定より早い措置解除等）に伴い、支給対象及び支給対象月が変更となる可能性があります。

- ⑤ 申請時点で事業を継続しており、引き続き千葉県内で事業を継続する意思を有すること。
- ⑥ 事業内容が公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。
- ⑦ 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- ⑧ 「暴力団排除に関する規定」(P45 参照)を遵守し、本件に係る千葉県警察本部への照会について、予め承諾すること。

### (3) 支給金額

中小企業等：

20万円／月(上限額)

(4月から8月の5カ月間で最大100万円)

個人事業者等：

10万円／月(上限額)

(4月から8月の5カ月間で最大50万円)

**※ただし、売上減少額から、国の月次支援金の上限額(中小企業等20万円／月、個人事業者等10万円／月)を控除した額が、上記の金額に満たない場合は、その額を支給額とします。**

※支給額は、4月～8月の各月ごとに算定します。

例.令和元年(又は令和2年)4月～8月の各月の月間売上、及び令和3年4月～8月の各月の月間売上が以下の場合の中小企業等の支給額のイメージ

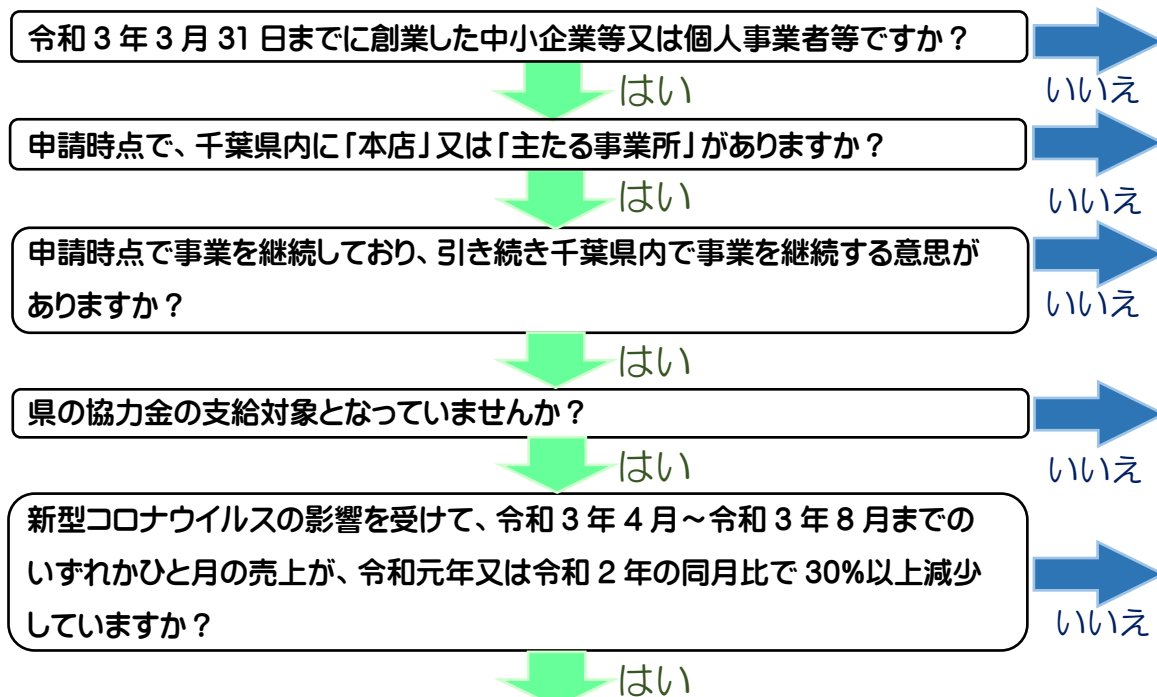
※あくまでイメージです。実際の支給内容と異なる場合があります。

令和元年 (令和2年) の売上	令和3年の 売上	売上減少 割合	売上減少額 (差額)	国の月次支援 金の上限額	支援金B支給額
(4月)60万円	(4月)40万円	33.3%	20万円	対象外	0円 (要件満たさず)
(5月)30万円	(5月)15万円	50%	15万円	15万円	0円 (要件満たさず)
(6月)40万円	(6月)12万円	70%	28万円	20万円	8万円 (減少額から月次支援 金を控除した額を支給)
(7月)60万円	(7月)12万円	80%	48万円	20万円	20万円 (支給上限額を支給)

(8月)100万円	(8月)0万円	100%	100万円	20万円	<b>20万円</b> (支給上限額を支給)
-----------	---------	------	-------	------	---------------------------

## ○支援金の申請フロー図

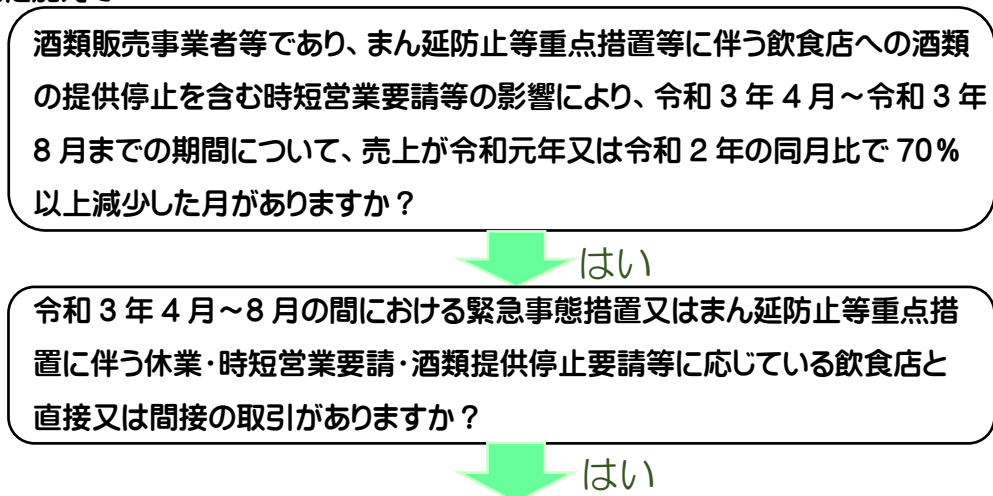
下記フロー図により、本支援金の支給対象であるかどうかを確認してください。



本支援金支給対象外

**支援金 A 支給対象**

上記に加えて



**支援金 B 支給対象**

## II 申請手続き

支援金A・B共通です

### 1 問い合わせ先

本支援金の申請に係る御質問に対応するため、次のコールセンターを開設します。

#### 千葉県中小企業等事業継続支援金 コールセンター

【受付時間】:午前 9 時から午後 6 時まで

(土・日・祝日含む。ただし、12月29日(水)～1月3日(月)は除く)

【期 間】:令和 3 年 8 月 1 日(日)から

令和 4 年 1 月 31 日(月)まで開設

【電 話】:0120 - 179 - 155

### 2 申請手続き

#### (1) 申請受付期間

令和 3 年 8 月 5 日(木)から令和 3 年 12 月 28 日(火)まで

#### (2) 申請方法

以下のとおりオンライン申請及び郵送での申請受付を行います。なお、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、窓口による対面での受付は行いません。御不明点は、コールセンターにお問い合わせください。

##### ① オンライン申請の場合

支援金の専用ポータルサイトから申請及び書類提出ができます。

【専用ポータルサイトURL】 <https://chiba-keizokushienkin.com>



なお、令和 3 年 12 月 28 日(火)の 23 時 59 分までに申請を完了してください。

##### ② 郵送申請の場合

申請書類を以下の宛先に郵送してください。(令和 3 年 12 月 28 日(火)の消印有効)

【宛先】〒162-8799

日本郵便株式会社 牛込郵便局留

千葉県中小企業等事業継続支援金申請受付

郵送申請にあたっては、以下の(ア)～(カ)の点に御留意ください。

- (ア) 不着を防ぐため、日本郵便で送付ください。
- (イ) 申請書類は信書扱いですので、メール便等では送付できません。
- (ウ) 簡易書留等、郵送物の追跡ができる方法を御利用ください。
- (エ) 切手を貼付の上、裏面に申請者の住所及び氏名を必ず御記載ください。
- (オ) 書類の散逸を防ぐため、提出書類は全て A4 サイズとするか、A4 用紙に貼付してください。
- (カ) 感染症拡大防止の観点から、直接のお持ち込みは御遠慮ください。

### (3) 申請要領及び提出書類の入手方法

本支援金にかかる申請要領及び提出書類については、専用ポータルサイトからダウンロードすることができます。また、本申請要領末尾にも各種提出書類を添付しておりますので、御活用ください。

【紙面による入手】 **※各所での配布開始は、8月10日(火)以降を予定しております。**

以下の関係機関等において入手することができます。

- ① 県庁(本庁舎 14 階産業振興課前)
- ② 各県税事務所(自動車税事務所含む)
- ③ 各農業事務所、各水産事務所
- ④ 各市役所、各町村役場(千葉市は市役所のほか、各区役所含む)
- ⑤ 各商工会・商工会議所

## 3 (支援金 B 支給対象の方のみ) 申請方法の特例

支援金 B の支給対象となる方については、以下の方法により申請をすることができます。

- ① 支援金 A と支援金 B を一括して申請することができます。
- ② 支援金 B を申請する際、(1)令和 3 年 4 月～令和 3 年 8 月分を一括して申請するか、(2)令和 3 年 4 月～7 月分と令和 3 年 8 月分とを 2 回に分けて申請するかを選択することができます。

※令和 3 年 4 月～令和 3 年 7 月分については、一度にまとめて申請してください。

※具体的な提出書類については、P14 以降を御確認ください。

## 4 支給の決定等

- 申請受理後、申請書及び提出書類の内容を審査の上、支給要件を満たしていると認められたときは支援金を支給します。

- 審査の結果、支援金を支給する旨を決定したときは、後日、通知いたします。  
なお、支給しない旨の決定をしたときは、その旨と理由をお示しします。

## 5 その他留意事項

- 支援金の支給後、支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支給決定を取り消します。  
この場合、申請者は、千葉県に支援金を返金するとともに、加算金をお支払いいただくこととなります  
ので、御承知おきください。

**※不正受給は犯罪です。警察当局と連携し、厳正に対処します。**

- 県は必要に応じて、申請内容（営業実態や事業継続の有無等）について調査する場合があります。  
その場合、申請者は県に協力するとともに、速やかに状況を報告願います。
- 支給対象者は、本支援金の申請にかかる書類一式について、帳簿及び全ての証拠書類を5年間保存しておく必要があります。
- 申請書に記載された個人（法人）情報は、支援金の審査・支給の目的で使用し、その他の目的には使用しません。
- その他御不明な点については、コールセンター（0120 - 179 - 155）までお問い合わせください。

### ○提出書類を準備するにあたっての留意事項

- 提出書類に不備があったり、判読が困難（コピーが薄い、文字や数字が読みにくい等）であったりする場合には、再提出等をお願いすることがあります。この場合、支給までに相当な時間を要することありますので、申請前に、提出する書類の確認を十分に行ったうえで、申請してください。
- 郵送で提出する場合の書式については、本要領の末尾に添付しています。切り取って、又はコピーをして御使用ください。

### III 提出書類

支援金A・B共通です

- 以下の申請書類を提出してください。
- 必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。
- 提出書類の返却はいたしませんので、予めご了承ください。
- 郵送の場合、提出書類は、全て A4 サイズで準備してください。

	申請書類一覧	チェック
①	<p><b>申請書(様式第1号又は第2号)</b></p> <p>○所定の様式で提出してください。</p> <p>○オンライン申請の場合は、提出不要です。            ※酒類販売事業者以外の中小企業等・個人事業者等用・・・(詳細はP17・18)            ※酒類販売事業者の中小企業等・個人事業者等用・・・(詳細はP19・20)</p>	<input type="checkbox"/>
②	<p><b>誓約書</b></p> <p>○所定の様式で提出してください。</p> <p><u>○誓約書の所在地、名称及び代表者名の欄は、必ず自署でお願いします。</u></p> <p>○オンライン申請の場合は、スキャナ又は写真で取り込み、画像データを添付してください。なお、後日原本の提出をお願いすることがありますので、原本を5年間保存してください。(詳細はP21)</p>	<input type="checkbox"/>
③	<p><b>令和元年及び令和2年の売上が確認できる書類(確定申告書類)</b></p> <p>○オンライン申請の場合は、スキャナ又は写真で取り込み、画像データを添付してください。(詳細はP22・23)</p>	<input type="checkbox"/>
④	<p><b>令和3年の売上が確認できる書類(売上台帳等)</b>  <b>(令和3年4月～令和3年8月分まで)</b>  <b>(ただし、8月中に申請をされる方については、令和3年7月分まで)</b>  <u>○4月～8月(7月)の全ての月の書類を提出してください。</u></p> <p>○オンライン申請の場合は、スキャナ又は写真で取り込み、画像データを添付してください。(詳細はP24)</p>	<input type="checkbox"/>
⑤	<p><b>振込先口座を確認できる書類(通帳の写し等)</b></p> <p>○オンライン申請の場合は、スキャナ又は写真で取り込み、画像データを添付してください。(詳細はP24・25)</p>	<input type="checkbox"/>
⑥	<p><b>役員等名簿</b></p> <p>○所定の様式で提出してください。</p> <p>○個人事業者等の場合は、事業者本人を記載してください。</p> <p>○オンライン申請の場合、専用の書式データに入力して、添付してください。書式データは、専用ポータルサイトからダウンロードできます。</p> <p>○郵送申請の場合、本申請要領の末尾に添付している書式を御使用ください。(詳細はP26)</p>	<input type="checkbox"/>



⑦	<p><b>【中小企業等の場合】</b>  <b>履歴事項全部証明書</b>  ○オンライン申請の場合は、スキャナ又は写真で取り込み、画像データを添付してください。  <b>(詳細はP27)</b></p>	<input type="checkbox"/>
⑧	<p><b>【個人事業者等の場合】</b>  <b>本人確認書類の写し(運転免許証等)</b>  ○オンライン申請の場合、スキャナ又は写真で取り込み、画像データを添付してください。  <b>(詳細はP27)</b></p>	<input type="checkbox"/>
⑨	<p><b>【主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合】</b>  <b>国民健康保険証の写し</b>  ○オンライン申請の場合、スキャナ又は写真で取り込み、画像データを添付してください。  <b>(詳細はP28)</b></p>	<input type="checkbox"/>
⑩	<p><b>【主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合】</b>  <b>業務委託契約等収入があることを示す書類</b>  ○オンライン申請の場合、スキャナ又は写真で取り込み、画像データを添付してください。  <b>(詳細はP28・29)</b></p>	<input type="checkbox"/>
⑪	<p><b>【酒類販売事業者等の場合】</b>  <b>酒類販売業免許通知書の写し 又は 酒類製造免許通知書の写し等</b>  ○オンライン申請の場合、スキャナ又は写真で取り込み、画像データを添付してください。  <b>(詳細はP29・30)</b></p>	<input type="checkbox"/>

提出書類に不備があったり、判別が困難(コピーが薄い、文字や数字が読みにくい等)であったりする場合には、再提出等をお願いすることがあります。この場合、支給までに相当な時間を要することがありますので、申請前に、提出する書類の確認を十分に行ったうえで、申請してください。

## ○事業形態ごとの提出書類一覧

(○:要提出、一:提出不要)

	提出書類名	中小企業等	個人事業者等	個人事業者等 (主たる収入を雑所得又は給与所得で確定申告した事業者)
①	申請書(様式第1号又は第2号) (※1)	○	○	○
②	誓約書(様式第3号)	○	○	○
③	令和元年及び令和2年の売上が確認できる書類	○	○	○
④	令和3年の売上が確認できる書類(※3)	○	○	○
⑤	振込先口座を確認できる書類	○	○	○
⑥	役員等名簿(様式第4号)	○	○	○
⑦	履歴事項全部証明書	○	—	—
⑧	本人確認書類の写し	—	○	○
⑨	国民健康保険証の写し	—	—	○
⑩	業務委託契約等収入があることを示す書類	—	—	○
⑪	酒類販売業免許通知書の写し又は酒類製造業免許通知書の写し等	○(※2)	○(※2)	—

(※1) オンライン申請の場合は、提出不要となります。

(※2) 酒類販売事業者等の方のみ提出してください。

(※3) 酒類販売事業者等の方で、支援金Bを①令和3年4月～7月分と②令和3年8月分の2回に分けて申請する場合は、2回目の申請においては、令和3年8月分の売上が確認できる書類の提出のみ追加提出してください。

本支援金の申請に係る書類一式については、帳簿及び全ての証拠書類を備えておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類を申請から5年間、保存しておかなければなりません。

① 申請書

(下記は郵送申請する場合の申請書の記載例です。オンライン申請の場合は、添付不要です。オンライン申請では、下記の項目を申請フォームに御入力いただきます。)

様式第1号(第6条)

千葉県中小企業等事業継続支援金 申請書

千葉県中小企業等事業継続支援金交付要綱第3条の対象事業者等に該当するため、同要綱第6条の規定に基づき、支援金を申請します。なお、下記記載事項及び提出書類の内容については事実と相違ありません。

また、同要綱第7条第2項の規定に基づき支援金の支給が決定した場合、下記口座への振込をお願いします。

令和 3 年 8 月 5 日

〒 △△△-△△△△

所在地 千葉県船橋市××町1-1

千葉県知事 様

申請者

名称 株式会社 □□□□

代表者 ●● ●●

記

1 申請者の情報

主たる事務所の情報	フリガナ			
	名称 (屋号・雅号)	ホテル ■■■■		
	フリガナ	ホテルケイパシ		
	住所	千葉県船橋市▲▲▲1-1		
電話番号	047-0000-0000	営業内容	ホテル経営	

申請事業者名 (法人名又は 個人事業者名)	フリガナ	ケイパシ														
	名称	株式会社 □□□□														
申請者の種別	選択	中小企業等	法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	2
	個人事業者等	住所(※1)	千葉県船橋市××町1-1						生年 月日	明治・大正 昭和・平成		年	月	日		
	業種(日本産業標準分類)	大分類	M	中分類	75		小分類	751								
資本金 (又は出資金の総額)	××××××××××	円	常時使用する 従業員数	000		人	創業年月日	明治・大正(昭和)	平成・令和		55年	4月	1日			
担当者 (本申請に係る連絡先 ※2)	フリガナ															
	氏名	▲▲ ▲		電話	090-0000-0000											
	住所	千葉県船橋市××町2-2				メールアドレス	chiba00@00.jp									
<input type="checkbox"/> 主たる収入を雑所得又は給与所得で確定申告を行った個人事業者等である。(該当する場合に✓をしてください)																

上記内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。

※1 個人事業者の「住所」は添付の本人確認資料記載の住所としてください。

※2 不備の連絡は担当者あてに電話又はメールで行います。

本申請要領 P46~56 の中から該当するアルファベット又は数字を記入してください。

2 給付要件等に関する確認

該当する項目に✓をしてください。

- 令和3年3月31日までに創業し、申請時点で千葉県内に本店又は主たる事業所を有している。
- まん延防止等重点措置期間(令和3年4月~8月)を対象とする「千葉県感染防止対策協力金(飲食店、大規模施設・テナント等)」の支給対象となっている月はない。
- 申請時点で事業を継続しており、引き続き県内で事業を継続する意思がある。

(裏面に続く)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、売上が減少している。

以下、売上減少の理由として当てはまるものを✓してください。（複数回答可）

- 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う活動自粛等による需要減少  
 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う予約や受注のキャンセル  
 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う原材料等の入手困難  
 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う主催イベント・セミナー等の中止・延期  
 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う取引先の事業縮小・停止・倒産  
 法人の代表者若しくは個人事業者本人、又はその従業員若しくは親族の新型コロナウイルス感染症罹患  
 その他（ ）

**3 申請特例利用の有無**（希望する申請特例に✓をしてください。該当のない方は空欄で構いません）

- 新規開業特例  
 令和元年設立・開業       令和2年設立・開業       令和3年設立・創業  
 合併特例       連結納税特例       事業承継特例       NPO法人・公益法人等特例       罹災特例       白色申告特例

**4 売上額**

令和元年4月	700,000円	令和2年4月	200,000円	令和3年4月	400,000円
令和元年5月	500,000円	令和2年5月	200,000円	令和3年5月	400,000円
令和元年6月	700,000円	令和2年6月	400,000円	令和3年6月	500,000円
令和元年7月	800,000円	令和2年7月	500,000円	令和3年7月	600,000円
令和元年8月	1,000,000円	令和2年8月	500,000円	令和3年8月	600,000円

**5 振込先情報**（当該通帳の写しを添付してください。）

金融機関名	〇〇銀行	金融機関コード	0	1	2	3	(4桁) ※3			
本・支店名	△△支店	支店コード	4	5	6	(3桁) ※3				
預金種別	① 普通      2: 当座 (いずれかを○で囲んでください)	口座番号(※1)	7	8	9	0	1	2	3	(7桁)
口座名義人(※2,3)	(通帳見開き) カタカナで記載      かあ`シカ`イシャ□□□□									サマ

※1 口座番号が6桁以下の場合は、はじめに「0」を記載してください。

※2 口座名義人は、原則として、申請者が法人の場合は当該法人名義、個人事業者の場合は本人名義に限ります。

※3 通帳見開きの記載内容を誤りなく転記。間違いがあると振込エラーとなるため、入金まで時間を要します。

**6 アンケート**（以下はアンケートとなります。本支援金制度の分析や今後の制度の検討等に活用します）

本支援金をどのようにして知りましたか（複数回答可）

- 新聞       業界紙       県民だより       市町村の広報誌  
 千葉県ホームページ       市町村ホームページ       その他ホームページ       テレビ（ニュース）  
 ラジオ       商工会議所等からの情報       会計士や税理士等の専門家からの情報       同業者や知人からの情報

## 千葉県中小企業等事業継続支援金 申請書

千葉県中小企業等事業継続支援金交付要綱第3条の対象事業者該当するため、同要綱第6条の規定に基づき、支援金を申請します。なお、下記記載事項及び提出書類の内容については事実と相違ありません。

また、同要綱第7条第2項の規定に基づき支援金の支給が決定した場合、下記口座への振込をお願いします。

令和 3 年 8 月 5 日

〒 △△△-△△△△

所在地 千葉県山武市××町1-1

千葉県知事 様

申請者

名称 □□酒店

代表者 ●● ●●

記

## 1 申請者の情報

主たる事務所の情報	フリガナ			
	名称 (屋号・雅号)	□□酒店		
	フリガナ	チハケンキサラグシ		
	住所	千葉県木更津市××町1-1		
	電話番号	0438-00-0000	営業内容	酒販売

申請事業者名 法人名又は 個人事業者名	フリガナ										
	名称	●● ●●									
申請者の種別	選択	中小企業等	法人番号								
		個人事業者等	住所(※1)	千葉県木更津市××町2-2			生年月日	明治・大正 昭和・平成	30年 7月 30日		
		業種(日本産業標準分類)	大分類	I	中分類	58	小分類	585			
資本金 (又は出資金の総額)	×××××××	円	常時使用する 従業員数	○	人	創業年月日	明治・大正 平成・令和	昭和	58年 4月 1日		
担当者 (本申請に係る連絡先 ※2)	フリガナ				電話	090-000-0000					
	氏名	▲▲ ▲			住所	千葉県山武市××町3-3			メールアドレス	chiba00@00.jp	

上記内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。

※1 個人事業者の「住所」は添付の本人確認資料記載の住所としてください。

※2 不備の連絡は担当者あてに電話又はメールで行います。

## 2 給付要件等に関する確認

該当する項目に✓をしてください。

令和3年3月31日までに創業し、申請時点で千葉県内に本店又は主たる事業所を有している。

まん延防止等重点措置期間(令和3年4月~8月)を対象とする「千葉県感染防止対策協力金(飲食店、大規模施設・テナント等)」の支給対象となっている月がある。

※ 協力金の支給対象となっている月を✓してください。

4月  5月  6月  7月  8月

申請時点で事業を継続しており、引き続き県内で事業を継続する意思がある。

(裏面に続く)

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、売上が減少している。
- 以下、売上減少の理由として当てはまるものを✓してください。（複数回答可）
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う活動自粛等による需要減少
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う予約や受注のキャンセル
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う原材料等の入手困難
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う主催イベント・セミナー等の中止・延期
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う取引先の事業縮小・停止・倒産
- 法人の代表者若しくは個人事業者本人、又はその従業員若しくは親族の新型コロナウイルス感染症罹患
- その他（ ）

以下は、上乗せ部分（支援金B）に該当する方のみ記入してください。

- ・まん延防止等重点措置等に伴う飲食店への時短営業要請等の影響により、売上が70%以上減少した月を✓してください。
- 4月  5月  6月  7月  8月

### 3 取引先情報

取引のある飲食店等の情報を記入してください。

※まん延防止等重点措置等に伴う時短営業要請等の対象となっている飲食店と直接取引がある場合は、当該飲食店の情報を記入してください。

※上記以外の場合は、商品を納入している取引先事業者（飲食店に限定しません）の情報を記入してください。

※主な取引先を3つまで記載してください。

	法人名又は個人事業者名（屋号）	所在地	電話番号	営業内容
1	居酒屋〇〇	木更津市××	0438-〇〇-〇〇〇〇	居酒屋
2	株式会社△△△	千葉市中央区××	043-〇〇〇-〇〇〇〇	和食店
3				

### 4 申請特例利用の有無（希望する申請特例に✓をしてください。該当のない方は空欄で構いません）

- 新規開業特例
- 令和元年設立・開業  令和2年設立・開業  令和3年設立・創業
- 合併特例  連結納税特例  事業承継特例  罹災特例  白色申告特例

### 5 申請月の確認（上乗せ部分（支援金B）に該当する方のみ✓をしてください。）

- 令和3年4月～8月分までを一括して申請する。
- 令和3年4月～7月分までを申請し、後日8月分を申請する。

### 6 売上額

令和元年4月	300,000円	令和2年4月	100,000円	令和3年4月	100,000円
令和元年5月	200,000円	令和2年5月	100,000円	令和3年5月	80,000円
令和元年6月	300,000円	令和2年6月	150,000円	令和3年6月	50,000円
令和元年7月	350,000円	令和2年7月	200,000円	令和3年7月	50,000円
令和元年8月	400,000円	令和2年8月	200,000円	令和3年8月	150,000円

### 7 振込先情報（当該通帳の写しを添付してください。）

金融機関名	〇〇銀行	金融機関コード	0	1	2	3	(4桁) ※3			
本・支店名	△△支店	支店コード	4	5	6	(3桁) ※3				
預金種別	① 普通 2: 当座 (いずれかを○で囲んでください)	口座番号(※1)	7	8	9	0	1	2	3	(7桁)
口座名義人(※2,3)	(通帳見開き) カタカナで記載 ●●●● ●●●●									サマ

※1 口座番号が6桁以下の場合は、はじめに「0」を記載してください。

※2 口座名義人は、原則として、申請者が法人の場合は、当該法人名義、個人事業者の場合は本人名義に限ります。

※3 通帳見開きの記載内容を誤りなく転記。間違いがあると振込エラーとなるため、入金まで時間を要します。

### 8 アンケート（以下はアンケートとなります。本支援金制度の分析や今後の制度の検討等に活用します）

本支援金をどのようにして知りましたか（複数回答可）

- 新聞  業界紙  県民だより  市町村の広報誌
- 千葉県ホームページ  市町村ホームページ  その他ホームページ  テレビ（ニュース）
- ラジオ  商工会議所等からの情報  会計士や税理士等の専門家からの情報  同業者や知人からの情報



## ② 誓約書

## 誓 約 書

私は、千葉県中小企業等事業継続支援金の申請をするに当たり、下記の内容について、誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、支援金の支給を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

## 記

- ・支給要件を満たしています。また、申請内容及び提出書類に虚偽はありません。
- ・別添の役員等名簿の記載内容に虚偽はありません。
- ・千葉県中小企業等事業継続支援金の支給を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。))が千葉県中小企業等事業継続支援金交付要綱第3条第4項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。また、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。
- ・千葉県から申請の内容について検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、直ちに支援金を返還するとともに、加算金を支払うことに応じます。
- ・国の行政機関（国の行政機関から委託を受けた者を含む）が支援金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であつて、当該審査に必要な限度で、本支援金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該行政機関の求めに応じて千葉県が提供することに同意します。
- ・本支援金の申請に係る書類一式について、帳簿及び全ての証拠書類を今後5年間保存することを承諾します。

以上

令和3年8月5日

千葉県知事 様

所在地	千葉県千葉市中央区市場町1-1
名称	株式会社〇〇〇〇
代表者名	代表取締役社長 千葉 太郎

ゴム印等を使用せず、法人の代表者又は個人事業者本人が自署してください。

- 誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者名等の欄は、**必ず自署**でお願いします。  
○オンライン申請の場合は、誓約書全体を**スキャナ又は写真**で取り込み送信してください。

**!!重要!!**

2年分の確定申告書類  
が必要となります。

### ③ 令和元年及び令和2年の売上が確認できる書類

以下の書類について、**令和元年及び令和2年の2年分(※)**を提出してください。

・中小企業等：

**確定申告書別表一の控え、法人事業概況説明書の控え(両面)**

・個人事業者等一青色申告を行っている場合

**個人確定申告書第一表の控え、所得税青色申告決算書の控え(両面)**

・個人事業者等一白色申告を行っている場合

**個人確定申告書第一表の控え、所得税の収支内訳書の控え**

・主たる収入を雑所得又は給与所得で確定申告した個人事業者の場合

**個人確定申告書第一表の控え**

(※) 令和元年4月～8月及び令和2年4月～8月をその期間に含む全ての事業年度の確定申告書類が必要となります。

(※) 提出できない事業年度分がある場合は、当該事業年度の確定申告で申告した若しくは申告予定の月ごとの事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもの(様式自由)により、代替することができます。

○提出する確定申告書類の事業年度の例

例1 決算月が3月の場合

令和元年度	2019年									2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度	2020年									2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度	2021年									2022年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

令和元年4月～8月及び令和2年4月～8月をその期間に含む全ての事業年度の確定申告書類  
→令和元年度及び令和2年度の確定申告書類の提出が必要となります。



例2 決算月が7月の場合

平成30年度	2018年					2019年						
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
令和元年度	2019年					2020年						
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
令和2年度	2020年					2021年						
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
令和3年度	2021年					2022年						
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月

令和元年4月～8月及び令和2年4月～8月をその期間に含む全ての事業年度の確定申告書類

→平成30年度、令和元年度及び令和2年度の確定申告書類の提出が必要となります。

→申請時点で令和2年度の確定申告書類が提出できない場合は、当該事業年度の確定申告予定の8月の事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもの（様式自由）により、代替することができます。

【留意事項】

- ・確定申告書別表一の控え及び個人確定申告書第一表の控えには、收受日付印が押印（税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字）されていることが必要です。なお、e-Tax による申告であって、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は、「受信通知（メール詳細）」を追加で提出してください。
- ・（中小企業等の場合）收受日付印（税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字）又は「受信通知（メール詳細）」（以下「收受日付印等」という。）のいずれも存在しない場合には、当該事業年度の確定申告で申告した若しくは申告予定の月ごとの法人事業収入を証明する書類であって、税理士による署名がなされたもの（様式自由）を提出することで代替することができます。
- ・（個人事業者等の場合）收受日付印（税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字）又は「受信通知（メール詳細）」（以下「收受日付印等」という。）のいずれも存在しない場合には、添付する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2 所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を併せて添付することが必要です。また、「收受日付印等」及び「納税証明書（その2 所得金額用）」のいずれも存在しない場合には、添付する確定申告書類の年度の「課税証明書」又は「非課税証明書」を併せて添付することが必要です。

・マイナンバーが記載されている場合は、該当部分をマスキング（黒塗り）して提出してください。

#### ④ 令和3年の売上が確認できる書類

令和3年4月～8月までの以下の金額が確認できる売上台帳等の写しを提出してください。売上台帳、帳面、その他の令和3年の確定申告の基礎となる書類を原則とします。

- ・中小企業等：令和3年4月～8月までの月ごとの法人事業収入額
- ・個人事業者等：令和3年4月～8月までの月ごとの個人事業収入額

※主たる収入を雑所得又は給与所得で確定申告した個人事業者の場合は、令和3年4月～申請日前月までの月間業務委託契約等収入額(合計)

ただし、8月中に申請する場合は、令和3年4月～7月までの売上台帳等の写しの提出で構いません。

例1. 令和3年8月7日に申請する場合

令和3年4月から令和3年7月までの売上台帳等の写しを提出してください。

例2. 令和3年9月14日に申請する場合

令和3年4月から令和3年8月までの売上台帳等の写しを提出してください。

例3. 令和3年10月1日に申請する場合

令和3年4月から令和3年8月までの売上台帳等の写しを提出してください。

#### 【留意事項】

- ・基本的な事項(対象月、日付、商品名、販売先、合計金額等)が記載されている書類であれば、様式やフォーマットの指定はありません。経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳等でも問題ありません。書類の名称が「売上台帳」でなくても問題ありません

#### ⑤ 振込先口座を確認できる書類

以下の書類を提出してください。

- ・振込先口座の通帳の写し(通帳のオモテ面)

中小企業等：法人名義

個人事業者等：本人名義

- ・(通帳のオモテ面だけでは、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人の全ての確認ができない場合) **通帳を開いた1・2ページ目の写し**
- ・(申請者と振込先名義人が異なる場合) **委任状**

※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようスキャン又は撮影してください。(画像が不鮮明な場合等は振込ができず、支援金の支払いができません。)

※電子通帳等で、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出してください。

※委任状について、委任者（支援金申請者の名前・住所）、受任者（振込先口座名義人の名前・住所）・委任する旨の文言（「私に支給される千葉県中小企業等事業継続支援金の受領に関する権限を、下の者を代理人とし委任します。」等）・委任者印が確認できることが必要です。

（通帳のオモテ面だけでは、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人の全ての確認ができない場合）

### 通帳のオモテ面



### 電子通帳 画面コピー



### 通帳を開いた1・2 ページ目



**！！重要！！**  
 申請フォーム又は「①申請書」に記載する振込先情報(口座名義人)には、ここの記載内容を転記してください。

⑥ 役員等名簿

役員等名簿

番号	商号又は名称(半カナ)	商号又は名称(漢字)	氏名(半カナ)	氏名(漢字)	生年月日			性別(M・F)	住所	職名	
					元号 MTSH	年	月				日
1	カブシキカ イヤチハ	株式会社千葉	チハ カウ	千葉 太郎	S	40	1	16	M	千葉県千葉市中央区市場町1-1	代表取締役
2	カブシキカ イヤチハ	株式会社千葉	イハウ ハコ	市原 花子	S	51	10	5	F	東京都新宿区西新宿2-8-1	取締役
3	カブシキカ イヤチハ	株式会社千葉	チノ カズオ	習志野 一男	H	1	6	27	M	神奈川県横浜市中区日本大通1	監査役
4	カブシキカ イヤチハ	株式会社千葉	チヨ ジロウ	八千代 二郎	T	14	5	1	M	埼玉県さいたま市浦和高砂3-15-1	会長
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

・半角カタカナで入力  
・全角文字で入力  
・途中にスペースは入力しない

・半角カタカナで入力  
・姓と名の間は半角スペースを1つ入力

・全角文字で入力  
・姓と名の間は全角スペースを1つ入力  
・外字の場合は常用漢字で入力。(別途「手書きメモ等」で提出)

・半角数字で入力  
・半角アルファベット大文字で入力

・全角アルファベット大文字で入力

・全角文字で入力  
・都道府県から入力(政令指定都市の場合も)  
・1番1号 ⇒ 1-1-1(ハイフンでつなぐ)

留意事項

- ①外字について  
氏名の一部に外字を使用する場合、入力には常用漢字とし、手書きメモ(PDF形式)等で正規の文字を送付してください。
- ②外国人について  
外国人の氏名は、『氏名(漢字)』に母国語表記(アルファベット、中国語等)をし、『氏名(半カナ)』に読み方を入力してください。

現在における(私・当法人(団体))の役員等名簿に相違ありません。

令和3年8月5日

住所(法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)  
千葉県千葉市中央区市場町7-7

氏名(法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名)  
株式会社千葉 代表取締役社長 千葉太郎

役員等名簿には、支援金を受けようとする事業を行う者が

- ・個人である場合は本人を記載すること。
  - ・法人その他の団体である場合は、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に参与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。)を記載すること。
- ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本協力の申請に関する権限又は執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

## ⑦【中小企業等の場合】履歴事項全部証明書

### 【留意事項】

- ・発行日から3か月以内のものを提出してください。
- ・発行年月日が記載されたページを含む全ページを提出してください。

## ⑧【個人事業者等の場合】本人確認書類の写し

本人確認書類は、下記の(ア)から(カ)のいずれか1点の写しを顔写真・文字等がはっきりと判別できる形で提出してください。

なお、いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限ります。

(ア) 運転免許証(両面)(返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。)

(イ) マイナンバー(個人番号)カード(オモテ面のみ)(個人番号通知カードは不可。)

**！御注意ください！マイナンバーカードのウラ面は、提出不要です。**

(ウ) 写真付きの住民基本台帳カード(オモテ面のみ)

(エ) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書(両面)

(オ) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳(本人写真、氏名、生年月日又は住所の記載がある部分)

(カ) その他の官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書(本人写真、氏名、生年月日又は住所の記載がある部分)



なお、(ア)から(カ)を保有していない場合は、下記の(キ)から(コ)のうち2点の提出で代替することができます。

(キ) 住民票の写し(申請日から3か月以内のものに限る)

(ク) パスポート(顔写真の掲載されているページ)

(ケ) 各種健康保険証(両面) **※保険者番号をマスキング(黒塗り)して提出ください。**

(コ) 年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書(本人写真、氏名、生年月日又は住所の記載がある部分)

**⑨ 【主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合】 国民健康保険証の写し**

申請者本人名義の国民健康保険証の写し(オモテ面のみ)を提出してください。

**【留意事項】**

- ・国民健康保険証の写しは、申請日時点で有効であるものを提出してください。
- ・**保険者番号をマスキング(黒塗り)して提出ください。**
- ・制度上の理由により、国民健康保険証が添付できない個人事業者等については、以下のいずれかの代替書類の添付をお願いします。

対象者	代替書類		
任意継続被保険者	①	健康保険証(退職前に所属していた企業の健康組合発行) + 退職証明書(退職前に所属していた企業が発行)	①又は②のいずれか
	②	健康保険証(退職前に所属していた企業の健康組合発行) + 離職票(ハローワーク発行の「雇用保険被保険者離職証明書」)	
後期高齢者医療被保険者	後期高齢者医療被保険者証(住所・氏名・生年月日がわかる部分)(オモテ面)		
中小企業協同組合法第3条第4号に規定する「企業組合」に属する個人事業者	所属する企業組合が作成した、以下を証する書類 ①申請者が、組合員として事業に従事する個人事業者であること。 ②申請者が、雇用保険の被保険者ではないこと(企業組合又は企業組合の代表理事の署名があるものに限る。)		1枚の書類で①②を示すもの

**⑩ 【主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合】 業務委託契約等収入があることを示す書類**

令和元年及び令和2年の収入が業務委託契約等収入であることを示す書類の写しを提出してください。  
なお、業務委託契約等を複数結んでいる場合は、令和元年及び令和2年それぞれについて、任意の1つの業務委託契約等に関する書類の写しを提出してください。

**【留意事項】**

- ・主たる収入を雑所得又は給与所得で確定申告した個人事業者のみ提出してください。
- ・以下①～③の書類の中から**いずれか2つ**を提出してください。
  - ①**業務委託契約書等の写し**
  - ②**支払調書の写し、源泉徴収票の写し、給与に係る支払明細書(給与明細等)の写し、業務委託に係る支払明細書の写しのいずれか1つ**
  - ③**通帳の写し**(申請者本人名義の通帳であることが分かる部分及び報酬が支払われたことが分かる部分)

《提出書類組み合わせ表》

		1つ目の書類						
		① 業務委託契約書等の写し	② 支払調書の写し、源泉徴収票の写し・支払明細書の写し				③ 通帳の写し	
			どれか1つ					
			支払調書の写し	源泉徴収票の写し	給与に係る支払明細書(給与明細書)の写し	業務委託に係る支払明細書の写し(※1)		
①	業務委託契約書等の写し		○	○	○	○	○	
2つ目の書類	② いずれか1つ	支払調書の写し	○					○
		源泉徴収票の写し	○					
		給与に係る支払明細書(給与明細書)の写し	○					
		業務委託に係る支払明細書の写し(※1)	○					○
③	通帳の写し	○	○			○		

※1 支払者の署名のあるものに限ります。

・1つめの書類で「源泉徴収票の写し」又は「給与に係る支払明細書(給与明細等)の写し」を選んだ場合は、①の書類が必須となります。

※ 有効な提出書類として認められない組み合わせ

・「源泉徴収票の写し」と「通帳の写し」

・「給与に係る支払明細書(給与明細等)の写し」と「通帳の写し」

・②の書類同士の組み合わせによる申請はできません。

・どの組み合わせで提出する場合も、同一の業務委託契約等に関するものであることが、契約当事者、支払者等の名称等からわかるものに限ります。(例:「業務委託契約書等」の発注者と、「支払調書の写し」の支払者が同一等)

**⑩【酒類販売事業者等の場合】酒類販売業免許通知書の写し又は酒類製造免許通知書の写し等**

**【留意事項】**

・酒類販売業免許通知書の写し又は酒類製造免許通知書の写しが提出できない場合は、以下の①又は②等、酒類販売事業者であることが分かる書類を提出してください。

①酒類販売業免許通知書の写しの代わりとなるもの(いずれか1つ)

・酒類販売業免許証明書交付申請書の写し

- ・「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」実施状況等報告書の控えの写し
- ②酒類製造免許通知書の写しの代わりとなるもの(いずれか1つ)
  - ・酒類製造免許証明書交付申請書の写し
  - ・酒税納税申告書の控えの写し



## IV 各種申請特例

令和元年又は令和2年の1カ月当たりの月間売上を確認できない方は、以下のいずれかにあてはまる場合、申請の特例を適用できます。 <<特例は複数併用することもできます>>

### 1 新規開業特例(令和元年設立・開業の場合)

平成31年1月から令和元年12月までの間に法人を設立又は開業した場合、以下により、支援金の支給の判定を受けることを選択できます。

(想定事業者) 令和元年10月に開業したため、平成31年4月～令和元年8月の売上がない事業者  
(令和2年4月～8月の売上との比較では、売上減少要件を満たさず、支給対象とならない場合を想定)

<<特例の内容>>

令和元年の年間売上を、令和元年の設立又は開業後月数(※)で割った金額を、令和3年4月～令和3年8月の各月の売上との比較対象とします。

(※) 法人を設立した日又は開業した日の属する月から令和元年12月までの月数とし、法人を設立又は開業した月は、操業日数にかかわらず、1カ月とみなします。

<<P14～15の提出書類のほかに追加提出が必要となる書類>>

個人事業者等の場合:

- ・個人事業の開業等届出書の写し又は開業日、所在地、代表者の記載がある公的書類の写し

### 2 新規開業特例(令和2年設立・開業の場合)

令和2年1月から令和2年12月までの間に法人を設立又は開業した場合、以下により、支援金の支給の判定を受けることができます。

(想定事業者) 令和2年10月に開業したため、令和2年4月～令和2年8月の売上がない事業者

<<特例の内容>>

令和2年の年間売上を、令和2年の設立又は開業後月数(※)で割った金額を、令和3年4月～令和3年8月の各月の売上との比較対象とします。

(※) 法人を設立した日又は開業した日の属する月から令和2年12月までの月数とし、法人を設立又は開業した月は、操業日数にかかわらず、1カ月とみなします。

<<P14～15の提出書類のほかに追加提出が必要となる書類>>

個人事業者等の場合:

- ・個人事業の開業等届出書の写し又は開業日、所在地、代表者の記載がある公的書類の写し

### 3 新規開業特例(令和3年設立・開業の場合)

令和3年1月から令和3年3月までの間に法人を設立又は開業した場合、以下により、支援金の支給の判定を受けることができます。

(想定事業者) 令和3年2月に開業したため、令和2年4月～令和2年8月の売上がない事業者

#### 《特例の内容》

令和3年1月から令和3年3月までの間の売上を、令和3年の設立又は開業後月数(※)で割った金額を、令和3年4月～令和3年8月の各月の売上との比較対象とします。

(※) 法人を設立した日又は開業した日の属する月から令和3年3月までの月数とし、法人を設立又は開業した月は、操業日数にかかわらず、1カ月とみなします。

#### 《P14～15の提出書類のほかに追加提出が必要となる書類》

中小企業等の場合：

- ・税理士による署名がなされた、創業月から令和3年3月までの事業収入を証明する書類(様式任意)

個人事業者等の場合：

- ・個人事業の開業等届出書の写し又は開業日、所在地、代表者の記載がある公的書類の写し
- ・税理士による署名がなされた、創業月から令和3年3月までの事業収入を証明する書類(様式任意)

### 4 合併特例(合併した法人)

売上を比較する2つの月の間に合併した法人の場合、以下により、支援金の支給の判定を受けることができます。

(想定事業者) 令和3年1月に合併した事業者

#### 《特例の内容》

合併前の法人の合計売上と合併後の法人の売上とを比較します。

### 5 連結納税特例(連結納税している法人)

連結納税をしている法人は、個別法人ごとに支給要件を満たす場合、個別法人ごとに支援金の申請を行うことができます。

(想定事業者) 親会社Xが子会社A～Dの4社を連結納税している場合

#### 《P14～15の提出書類のほかに追加提出が必要となる書類》

- ・令和元年及び令和2年の連結法人税の個別帰属額等の届出書

## 6 事業承継特例（個人事業者が法人化した場合（いわゆる法人成り）又は、法人が個人事業者化した場合（いわゆる個人成り）を含む）

①事業承継をした個人事業者（事業を行っていたものの死亡による事業承継の場合を含む）、②法人成りした法人、③個人成りをした個人事業者の場合（以下まとめて「事業承継等」という）、以下により、支援金の支給の判定を受けることができます。

（想定事業者）令和3年1月に事業承継を受けた個人事業者

### ＜特例の内容＞

事業承継等の前の売上と事業承継等後の売上とを比較します。

### ＜P14～15の提出書類のほかに追加提出が必要となる書類＞

個人事業者等の場合：

- ・個人事業の開業等届出書の写し又は開業日、所在地、代表者の記載がある公的書類の写し

## 7 NPO法人・公益法人等特例

NPO法人や公益法人等（法人税法（昭和40年法律第34号）別表第2に規定する公益法人等に該当する法人）で、令和元年又は令和2年の1カ月当たりの月間売上を確認できない場合は、以下により、支援金の支給の判定を受けることができます。

### ＜特例の内容＞

令和元年又は令和2年の売上の月平均を当該年の各月の売上とみなします。

例 令和2年に12カ月営業し、合計売上が120万円で月別がわからない場合

$$120 \text{ 万円} \div 12 \text{ カ月} = 10 \text{ 万円}$$

令和2年1月～令和2年12月の各月の売上を10万円として、令和3年の対象月と比較することができます。

※この場合の売上とは、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等という営業外収益に当たる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（公益法人等の場合、国・地方公共団体からの受託事業による収入を含む。）のみを対象とします。

※「会費」は売上に含めることができます。

また、確定申告書類の代わりに、以下①及び②の書類を提出していただきます。

### ① 特例に該当していることが確認できる書類

履歴事項全部証明書又は根拠法令に基づき法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類

## ② 令和元年及び令和2年の売上を確認する書類

(例)

種別	年間売上の確認書類
社会福祉法人	事業活動計算書
NPO 法人	(特定非営利活動に係る) 事業報告書
公益法人	正味財産増減計算書

## 8 罹災特例

平成30年又は令和元年に罹災したことを証明する罹災証明書等を有する場合は、以下により、支援金の支給の判定を受けることができます。

《特例の内容》

罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の売上と、令和3年度の売上とを比較します。

例1. 令和元年4月に罹災した場合

→平成30年又は令和元年の売上と、令和3年度の売上とを比較します。

例2. 平成30年4月に罹災した場合

→平成29年又は平成30年の売上と、令和3年度の売上とを比較します。

《P14～15の提出書類のほかに追加提出が必要となる書類》

- ・平成30年又は令和元年に罹災したことを証明する罹災証明書等の写し
- ・罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の売上が確認できる書類(売上が確認できる書類については、P22～23のとおり)

## 9 白色申告特例

個人事業者等で白色申告のため、月ごとの売上が確認できない場合は、以下により、支援金の支給の判定を受けることができます。

《特例の内容》

令和元年又は令和2年の売上の月平均を当該年の各月の売上とみなします。

## V よくあるお問い合わせ

### 1 支援金A・B共通

#### 《支給対象》

Q1. 国の月次支援金と重複して支給を受けることはできますか。

A1. 国の月次支援金の支給対象となっても、本支援金の支給対象となります。ただし、支援金Bについては、支給額の算定において、月次支援金の上限額が控除されます。詳しくは、Q46（P43）を御確認ください。

国の月次支援金のホームページURL

URL： [https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji\\_shien/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html)

Q2. 県内市町村が独自に実施する同様の支援金と重複して支給を受けることはできますか。

A2. 市町村が各地域の実情に応じて、独自に行う支援金を受給している場合でも、本支援の支給対象となります。市町村の支援金の取扱いについては、対象の市町村に御確認ください。

Q3. 中小企業等とありますが、NPO法人や医療法人、組合なども支給対象となりますか。

A3. 売上減少のある法人等であれば、業種を問わず、幅広く支給対象となります。医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人、一般（公益）社団法人、一般（公益）財団法人等、会社以外の法人も幅広く対象となります。

※①法人税法別表第1に規定する公共法人（国立大学法人、地方独立行政法人、土地区画整理組合等）、②宗教上の組織又は団体、③政治団体、④暴力団・暴力団員等、は支給対象外。

Q4. 中小企業等かどうかの判断に用いる「常時使用する従業員」とはどのような意味ですか。

A4. 正規社員のほか、常態として勤務するパートタイム労働者やアルバイト等も含まれます。他方で、繁忙期に臨時的に雇用されるような従業員は含みません。

Q5. 県内に複数の店舗や事業所を有する場合、店舗や事業所ごとに対象となるのでしょうか。

A5. 支給は法人（個人）単位で行いますので、申請も1法人（個人）1申請でお願いします。同一法人（個人）から複数の申請がなされた場合、正しく支給されない場合があります。

Q6. 兼業農家のように、事業主からの給与所得のほかに、副業で農業を行い確定申告している場合、対象となるのでしょうか。その他副業についてはどうでしょうか。

A6. 個人事業者であり、事業所得として確定申告を行っている場合は、支給対象となります。

ただし、主たる収入を雑所得又は給与所得で確定申告を行っている方で、被雇用者（会社等に雇用されている方（サラリーマンの方、パート・アルバイト・派遣・日雇い労働等の方を含む。）の方、又は被扶養者の方は、支給対象となりません。

Q7. 令和2年中はサラリーマンとして勤務していましたが、令和3年1月に個人事業者となりました。この場合、対象となるのでしょうか。

A7. 令和3年3月31日までに個人事業者として創業していれば、支給対象となります。申請特例を活用いただけますので、詳しくはP31を御参照ください。

## 《支給要件》

Q8. 「創業」とは、何をもって創業と判断するのでしょうか。

A8. 中小企業等については、法人として設立しているか、個人事業者等については、開業しているかで判断します。具体的には、中小企業等については、履歴事項全部証明書、個人事業者等については、確定申告書類又は個人事業の開業等届出書の写しで判断します。

Q9. 「主たる事業所」とは、何をもって主たる事業所と判断するのでしょうか。

A9. 原則として、確定申告書類に記載された納税地又は事業所所在地をもって判断します。詳しくは、P3を御参照ください。

Q10. 「本店」又は「主たる事業所」は、いつの時点で千葉県内にあることが必要でしょうか。例えば、令和3年6月には県外に本店がありましたが、申請日時点で県内に本店を設けている場合、対象となるのでしょうか。

A10. 申請時点で、千葉県内に「本店」又は「主たる事業所」を設けている場合、支給対象となります。

Q11. 令和3年3月まで千葉県内に「主たる事業所」を有し、令和2年の確定申告も千葉県内で行いましたが、令和3年4月1日に県外に「主たる事業所」を移した場合、対象となるのでしょうか。

A11. 申請時点で、千葉県内に「本店」又は「主たる事業所」を有していない場合は、支給対象となりません。

Q12. フリーランスの個人事業者であり、事業所を有していません。この場合、支給対象とならないのでしょうか。

A12. フリーランスの方の場合は、申請時点で千葉県内に住所を有している場合には、支給対象となります。

Q13. 申請日時点で倒産・廃業している場合、支給対象となるのでしょうか。

A13. 本支援金の目的は、「事業の継続又は立て直し」のためであることから、申請時に既に倒産・廃業している場合は、対象となりません。

Q14. 申請後倒産・廃業した場合、支給対象となるのでしょうか。

A14. 申請日時点で事業を継続しており、支給要件を満たしている場合は、支給対象となります。ただし、申請後に事業継続の意思を有していないものと認められた場合は、支給要件を満たさない不正受給として、支援金を返還いただく場合があります。

Q15. 部門Aの売上減少幅は大きいものの、その他の部門の売上が好調だったこともあり、法人（個人）全体としては、売上減少率の要件を満たしておりません。この場合、部門Aのみの売上申請をしてもよいのでしょうか。

A15. 支援金の売上減少率は、特定の部門ごとではなく、法人（個人）全体での売上計算しますので、法人（個人）全体としての売上減少率が支給要件を満たさなければ、対象外となります。

Q16. 売上は、消費税込みですか。それとも消費税抜きですか。

A16. あくまで確定申告書類で申告している考え方で整理（統一）してください。

Q17. 売上の考え方は、発生主義（売掛金や診療報酬等を債権発生時で計上）、現金主義（現金授受・振込のタイミングで計上）のどちらですか。

A17. あくまで確定申告書類で申告している考え方で整理（統一）してください。

Q18. 県の協力金の支給対象となっている場合、支援金の対象とならない理由は何でしょうか。

A18. 本支援金は、新型コロナウイルス感染症の長期化により影響を受ける中小企業等に対し、限られた財源の中で、幅広く支援をすることを目的としておりますので、既に別の協力金による支援の対象となっている事業者については、支給対象外となります。

Q19. 県の協力金とは、具体的に何を指すのか教えてください。

A19. 「千葉県感染拡大防止対策協力金事業（飲食店）」  
「千葉県感染拡大防止対策協力金事業（大規模施設・テナント等）」

の2つを指します。

なお、上記2つの協力金との重複受給の関係については、以下のとおりです。

「千葉県感染拡大防止対策協力金事業（飲食店）」		「千葉県感染拡大防止対策協力金事業（大規模施設・テナント等）」	
事業数（カッコ内は対象期間）	本支援金との重複受給の可否	事業数（カッコ内は対象期間）	本支援金との重複受給の可否
第1弾 (R2. 12. 23~R3. 1. 11)	○	/	
第2弾 (R3. 1. 12~2. 7)	○		
第3弾 (R3. 2. 8~3. 7)	○		
第4弾 (R3. 3. 8~3. 21)	○		
第5弾 (R3. 3. 22~3. 31)	○		
第6弾 (R3. 4. 1~4. 19)	×		
第7弾 (R3. 4. 20~5. 11)	×		
第8弾 (R3. 5. 12~5. 31)	×	第1弾 (R3. 5. 12~5. 31)	×
第9弾 (R3. 6. 1~6. 20)	×	第2弾 (R3. 6. 1~6. 20)	×
第10弾 (R3. 6. 21~7. 11)	×	第3弾 (R3. 6. 21~7. 11)	×
第11弾 (R3. 7. 12~8. 22)	×	第4弾 (R3. 7. 12~8. 22)	×

※今後、協力金の対象期間が延長される可能性があります。延長された場合も、本支援金との重複受給は不可となります。

※本支援金の申請又は受給した後に、まん延防止等重点措置の対象地域の変更等により、千葉県感染拡大防止対策協力金事業（飲食店）」又は「千葉県感染拡大防止対策協力金事業（大規模施設・テナント等）」の支給対象となった場合、支給が認められないことや、受給した支援金を返還いただくことがありますので、予め御了承ください。

例。令和3年4月から8月22日までの間、一度もまん延防止等重点措置の対象地域となっていない市町村に所在する飲食店であるが、8月23日から当該所在市町村がまん延防止等重点措置の対象地域となるような場合

※千葉県感染拡大防止対策協力金事業（飲食店）」、「千葉県感染拡大防止対策協力金事業（大規模施設・テナント等）」の制度概要については、以下のURLから確認いただけます。



《千葉県感染拡大防止対策協力金事業（飲食店）》

URL： <https://chiba-kyouryokukin.com/>

《千葉県感染拡大防止対策協力金事業（大規模施設・テナント等）》

URL： <https://chiba-daikibo.com/>

Q20. 県の協力金の支給対象となっていますが、支給の申請を行っていません。支給を受ける予定もありません。この場合、実際に協力金を受け取っていませんが、本支援金の支給を受けることはできないのでしょうか。

A20. 実際の申請・受給の有無に関わらず、協力金の支給対象となっている場合は、本支援金の対象となりません。

## 《支給金額等》

Q21. 支援金の使途に制限はありますか。

A21. 特に制限は設けておりません。事業継続や感染症予防対策、新たな生活様式への対応など、幅広く活用していただけます。

Q22. 支援金の判定において、令和元年又は令和2年どちらの売上が用いられることになるのでしょうか。

A22. 提出いただいた書類をもとに、売上の多い年の売上を用いて審査を行います。

Q23. 支給を受けた支援金は、課税対象ですか。非課税ですか。

A23. 本支援金は、中小企業等であれば法人税、個人事業者等であれば所得税の課税対象となるものと考えております。詳しいことについては、お手数ですが、お近くの税務署等に御確認ください。

## 《申請関連》

Q24. 申請にあたっては、事前に税理士等の専門家によるチェックを受ける必要がありますか。

A24. 専門家によるチェックは不要です。支給要件を御確認の上で、提出書類を御提出いただければ結構です。

Q25. 申請から支給までどのくらいかかるのでしょうか。

A25. 申請内容及び申請書類に不備がなければ、申請から最短で3週間程度での支給を見込んでいます。

Q26. 支給の決定がされた場合、申請者にお知らせはあるのでしょうか。また、不支給の決定がされた場合は、お知らせはあるのでしょうか。

A26. 支給の決定がされた場合、申請をいただいた振込先口座に支援金を入金し、入金後に支給決定通知を郵送します。

不支給の決定がされた場合、メール又は電話で、不支給の旨及びその理由をお知らせします。

Q27. 支援金の振込は、どのような名義で行われるのでしょうか。

A27. 「ケカバク けんぎん」の名義で振込を行いますので、御確認ください。

Q28. 申請に必要な手続や書類について、相談を受けることはできるのでしょうか。

A28. 専用のコールセンター（電話番号：0120-179-155）にお問い合わせいただければスタッフが対応します。また、県内で申請のための説明会・相談会の開催を予定しております。説明会・相談会の詳細については、準備が整い次第、後日ホームページ等でお知らせいたします。

Q29. 申請後、審査の進捗状況や支給の見込時期等について、確認をすることができるのでしょうか。

A29. オンライン申請をいただいた方はマイページにより、郵送申請をいただいた方はコールセンターへの電話により、確認いただくことができます。なお、申請書類に不備等がある場合には、審査スタッフから、電話又はメールで御連絡いたします。

Q30. 令和3年4月～8月の売上を記載するにあたって、国の月次支援金や市町村の支援金を受給している場合、売上を含んで記載する必要がありますか。

A30. 国の月次支援金や市町村の支援金を受給している場合、令和3年4月～8月の売上と同支援金額を含む必要はありません。

Q31. 一か月間お店を閉めていたため、売上が0の月があり、売上台帳を作成していません。どうすればよいのでしょうか。

A31. 売上が0の月であっても、その旨を記載した売上台帳を作成いただき、御提出ください。

Q32. 視覚や手指に障害があり、誓約書への自署の署名が難しい場合、どうすればよいですか。

A32. 誓約書への自署による署名が難しい場合は、「〇〇 〇〇（代筆：△△ △△）」のように、御自身の氏名に加えて代筆者名と代筆である旨を記載いただいた上で、御自身の身体障害者手帳（手帳様式は全ページ、カード様式は両面）の写しを、誓約書の後ろに添付し、1つ

のファイルにさせていただいたものを申請画面に添付してください。（郵送申請の場合は、誓約書の後ろに添付し、提出してください。）

## 2 支援金 A 関連

### 《支給対象》

Q33. 主な収入を「不動産所得」で確定申告をしていますが、対象となりますか。

A33. 主な収入を「不動産所得」で確定申告をしている方も対象とします。ただし、被雇用者又は社会保険（健康保険）の被扶養者の方は支給対象外です。

Q34. 主な収入を「農業所得」で確定申告をしていますが、対象となりますか。

A34. 主な収入を「農業所得」で確定申告をしている方も対象とします。売上の比較においては、令和元年又は令和 2 年の売上の月平均を当該年の各月の売上とみなします。

Q35. 夏場の海の家や海水浴場等のように事業活動に季節性がある場合、対象となりますか。

A35. 事業活動に季節性がある場合であっても、対象期間内の売上が比較できる場合には、対象となります。

### 《支給要件》

Q36. 県の協力金の支給対象となっている場合、支援金 A の支給対象とならないとのことですが、令和 3 年 4 月～8 月のうち、ひと月でも支給対象になっていると、支援金 A は支給されないということになるのでしょうか。

A36. 令和 3 年 4 月～8 月のうち、ひと月でも支給対象になっている場合は、支援金 A の対象となりません。

Q37. もとものの営業時間が午後 7 時までの飲食店のように、まん延防止等重点措置に伴う時短営業要請の対象とならない事業者については、本支援金の支給対象となりますか。

A37. まん延防止等重点措置に伴う時短営業要請の対象とならない事業者は、県の協力金の支給対象となりませんので、本支援金の支給対象となります。

### 《支給金額等》

Q38. 支援金は、令和 3 年 4 月分～8 月分について、毎月もらえるのですか。

A38. 毎月ではなく、1 回限りの支給となります。

## 《申請関連》

Q39. 令和3年4月の売上が前年比 30%以上減少しており、4月だけで支給要件を満たしていますが、8月までの売上台帳の提出が必要となるのでしょうか。

A39. 恐れ入りますが、4月分の売上だけで支給要件を満たさず場合であっても、4月から8月までの売上台帳の御提出をお願いします。詳しくは、P4を御参照ください。

## 3 支援金B 関連

### 《支給対象》

Q40. 支援金Aの支給対象となっていますが、支援金Bと重複して支給を受けることはできますか。

A40. 支援金Bは、まん延防止等重点措置等に伴う、飲食店への酒類の提供停止を含む時短営業要請等の影響を特に大きく受けている酒類販売事業者に対して、支援金Aに上乗せして支援を行うことを目的としておりますので、重複して支給を受けることができます。

Q41. 酒類部門の売上減少幅は大きいものの、その他の部門の売上が好調だったこともあり、法人（個人）全体としては、売上減少率の要件を満たしておりません。この場合、酒類部門のみの売上で申請をしてもよいのでしょうか。

A41. 支援金Bの売上減少率は、特定の部門ごとではなく、法人（個人）全体での売上で計算しますので、法人（個人）全体としての売上減少率が支給要件を満たさなければ、対象外となります。

Q42. 酒類を販売しているスーパー、コンビニ、ディスカウントストアですが、支援金Bの支給対象となるのでしょうか。

A42. スーパー、コンビニ、ディスカウントストアの方も対象となりますが、上記Q38のとおり、支援金Bの売上減少率は、特定の部門ごとではなく、法人（個人）全体での売上で計算しますので、法人（個人）全体としての売上減少率が支給要件を満たさなければ、対象外となります。また、テナントとして、「千葉県感染拡大防止対策協力金事業（大規模施設・テナント等）」の支給対象となっている場合には、対象外となります。

### 《支給要件》

Q43. 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う休業・時短営業要請・酒類提供停止要請等に応じた飲食店と取引があることが要件となっていますが、千葉県内の飲食店とは取引がありませんが、東京都の飲食店とは取引がある場合、支給対象となるのでしょうか。

A43. 千葉県ではなく他都道府県における緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う休業・時短営業要請・酒類提供停止要請等に応じた飲食店と取引がある場合も、支給対象となります。

Q44. 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う休業・時短営業要請・酒類提供停止要請等に  
応じた飲食店と取引があることが要件となっていますが、まん延防止等重点措置に伴う休業・  
時短営業要請・酒類提供停止要請が出されていない市町村に所在する飲食店としか取引を行っ  
ていない場合、支給対象となるのでしょうか。

A44. 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う休業・時短営業要請・酒類提供停止要請等が  
発出されていない地域に所在する飲食店としか取引を行っていない場合は、支給対象とはなり  
ません。

Q45. 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う休業・時短営業要請・酒類提供停止要請等  
に応じた飲食店と取引はありますが、自らはまん延防止等重点措置の対象地域外に所在してい  
ます。自らもまん延防止等重点措置対象地域内に所在する必要があるのでしょうか。

A45. 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う休業・時短営業要請・酒類提供停止要請等  
に応じた飲食店と取引があれば足り、自らがまん延防止等重点措置対象地域内に所在する必要は  
ありません。

Q46. 売上が70%以上減少しているため、国の月次支援金の支給対象にもなっていますが、支援  
金Bの支給対象となりますでしょうか。

A46. 国の月次支援金の支給対象となっても、支援金Bの支給対象となります。ただし、売上  
減少額から国の月次支援金の上限額（中小企業等20万円/月、個人事業者等10万円/月）を  
差し引いた金額を、上限額とします。

※売上減少額から国の月次支援金の上限額を差し引いた金額又は支援金Bの上限額（中小企  
業等20万円/月、個人事業者等10万円/月）のいずれか低い金額を、支給します。

（例1）令和3年5月の売上30万円、令和2年5月の売上100万円の中小企業等の場合

- ・売上減少額（70万円）－月次支援金額（20万円）＝50万円（上限額）
- ・支給額は、支援金Bの上限額である、20万円。

（例2）令和3年5月の売上15万円、令和2年5月の売上50万円の中小企業等の場合

- ・売上減少額（35万円）－月次支援金額（20万円）＝15万円（上限額）
- ・支給額は、上限額の15万円。

Q47. 国の月次支援金の支給対象となっていますが、支給を受ける予定はありません。その場合  
であっても、支援金Bの支給額の算定において、月次支援金額は控除されるのでしょうか。

A47. 支援金Bは、まん延防止等重点措置等に伴う、飲食店への酒類の提供停止を含む時短営業要  
請の影響を強く受けている酒類販売事業者に対し、限られた財源の中で、幅広く支援をするこ

とを目的としておりますので、支給の有無に関わらず、国の月次支援金の支給対象となっている場合は、支給額の算定において、一律月次支援金の上限額を控除します。

## 《支給金額等》

Q48. 令和元年又は令和2年の売上と令和3年の売上を比較するにあたって、例えば、4・5月については、令和元年の売上の方が令和2年よりも大きいですが、6～8月については、令和2年の売上の方が令和元年よりも大きい場合、令和元年又は令和2年それぞれの売上が大きい月を比較してもらえるのでしょうか。

A48. 令和元年又は令和2年の各月それぞれの売上については、金額が大きい年の売上を用いて支給金額を算定します。

## 《申請関連》

Q49. 支援金Bの申請を、令和3年4月～8月の各月ごとに行うことはできますか。また、8月の売上台帳が整うまで申請をすることはできないのでしょうか。

A49. 申し訳ありませんが、各月ごとに申請をすることはできません。申請は、①令和3年4月～8月分を一括して申請するか、②令和3年4月～7月分と令和3年8月分との2回に分けて申請をするか、を選択することができます。

## 暴力団排除に関する規定

(支援金 A の支給要件⑦又は支援金 B の支給要件⑧関係)

支給を受けようとする事業を行う者(法人その他の団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が、将来においても、次の各号のいずれにも該当しないこと。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- 二 次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)
  - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為
  - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
  - ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾していただくことが申請条件となります。

## 参考 日本産業標準分類

申請書に以下の大項目、中項目小項目から該当するコード(アルファベット又は番号)を御記入ください。

大分類	中分類	小分類
A 農業,林業	01 農業	011 耕種農業 012 畜産農業 013 農業サービス業(園芸サービス業を除く) 014 園芸サービス業
	02 林業	021 育林業 022 素材生産業 023 特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く) 024 林業サービス業 029 その他の林業
B 漁業	03 漁業(水産養殖業を除く)	031 海面漁業 032 内水面漁業
	04 水産養殖業	041 海面養殖業 042 内水面養殖業
C 鉱業,採石業,砂利採取業	05 鉱業,採石業,砂利採取業	051 金属鉱業 052 石炭・亜炭鉱業 053 原油・天然ガス鉱業 054 採石業,砂・砂利・玉石採取業 055 窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る) 059 その他の鉱業
D 建設業	06 総合工事業	061 一般土木建築工事業 062 土木工事業(舗装工事業を除く) 063 舗装工事業 064 建築工事業(木造建築工事業を除く) 065 木造建築工事業 066 建築リフォーム工事業
	07 職別工事業(設備工事業を除く)	071 大工工事業 072 とび・土工・コンクリート工事業 073 鉄骨・鉄筋工事業 074 石工・れんが・タイル・ブロック工事業 075 左官工事業 076 板金・金物工事業 077 塗装工事業 078 床・内装工事業 079 その他の職別工事業
	08 設備工事業	081 電気工事業 082 電気通信・信号装置工事業



		083 管工事業(さく井工事業を除く) 084 機械器具設置工事業 089 その他の設備工事業
E 製造業	09 食料品製造業	091 畜産食料品製造業 092 水産食料品製造業 093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業 094 調味料製造業 095 糖類製造業 096 精穀・製粉業 097 パン・菓子製造業 098 動植物油脂製造業 099 その他の食料品製造業
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	101 清涼飲料製造業 102 酒類製造業 103 茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く) 104 製氷業 105 たばこ製造業 106 飼料・有機質肥料製造業
	11 繊維工業	111 製糸業,紡績業,化学繊維・ねん糸等製造業 112 織物業 113 ニット生地製造業 114 染色整理業 115 網・網・レース・繊維粗製品製造業 116 外衣・シャツ製造業(和式を除く) 117 下着類製造業 118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業 119 その他の繊維製品製造業
	12 木材・木製品製造業(家具を除く)	121 製材業,木製品製造業 122 造作材・合板・建築用組立材料製造業 123 木製容器製造業(竹,とうを含む) 129 その他の木製品製造業(竹,とうを含む)
	13 家具・装備品製造業	131 家具製造業 132 宗教用具製造業 133 建具製造業 139 その他の家具・装備品製造業
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	141 パルプ製造業 142 紙製造業 143 加工紙製造業 144 紙製品製造業

		145 紙製容器製造業 149 その他のパルプ・紙・紙加工 品製造業
15	印刷・同関連業	151 印刷業 152 製版業 153 製本業,印刷物加工業 159 印刷関連サービス業
16	化学工業	161 化学肥料製造業 162 無機化学工業製品製造業 163 有機化学工業製品製造業 164 油脂加工製品・石けん・合成 洗剤・界面活性剤・塗料製造業 165 医薬品製造業 166 化粧品・歯磨・その他の化粧 用調整品製造業 169 その他の化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業	171 石油精製業 172 潤滑油・グリース製造業(石 油精製業によらないもの) 173 コークス製造業 174 舗装材料製造業 179 その他の石油製品・石炭製 品製造業
18	プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	181 プラスチック板・棒・管・継 手・異形押出製品製造業 182 プラスチックフィルム・シ ート・床材・合成皮革製造業 183 工業用プラスチック製品製 造業 184 発泡・強化プラスチック製 品製造業 185 プラスチック成形材料製造 業(廃プラスチックを含む) 189 その他のプラスチック製品 製造業
19	ゴム製品製造業	191 タイヤ・チューブ製造業 192 ゴム製・プラスチック製履 物・同附属品製造業 193 ゴムベルト・ゴムホース・工 業用ゴム製品製造業 199 その他のゴム製品製造業
20	なめし革・同製品・毛皮製造 業	201 なめし革製造業 202 工業用革製品製造業(手袋 を除く) 203 革製履物用材料・同附属品 製造業 204 革製履物製造業 205 革製手袋製造業 206 かばん製造業 207 袋物製造業

		208 毛皮製造業 209 その他のなめし革製品製造業
	21 窯業・土石製品製造業	211 ガラス・同製品製造業 212 セメント・同製品製造業 213 建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く) 214 陶磁器・同関連製品製造業 215 耐火物製造業 216 炭素・黒鉛製品製造業 217 研磨材・同製品製造業 218 骨材・石工品等製造業 219 その他の窯業・土石製品製造業
	22 鉄鋼業	221 製鉄業 222 製鋼・製鋼圧延業 223 製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く) 224 表面処理鋼材製造業 225 鉄素形材製造業 229 その他の鉄鋼業
	23 非鉄金属製造業	231 非鉄金属第1次製錬・精製業 232 非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む) 233 非鉄金属・同合金圧延業(抽伸,押出しを含む) 234 電線・ケーブル製造業 235 非鉄金属素形材製造業 239 その他の非鉄金属製造業
	24 金属製品製造業	241 プリキ缶・その他のめっき板等製品製造業 242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業 243 暖房・調理等装置,配管工事用附属品製造業 244 建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む) 245 金属素形材製品製造業 246 金属被覆・彫刻業,熱処理業(ほうろう鉄器を除く) 247 金属線製品製造業(ねじ類を除く) 248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 249 その他の金属製品製造業
	25 はん用機械器具製造業	251 ボイラ・原動機製造業 252 ポンプ・圧縮機器製造業 253 一般産業用機械・装置製造業

		259 其他のはん用機械・同部分品製造業
26	生産用機械器具製造業	261 農業用機械製造業(農業用器具を除く) 262 建設機械・鉱山機械製造業 263 繊維機械製造業 264 生活関連産業用機械製造業 265 基礎素材産業用機械製造業 266 金属加工機械製造業 267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業 269 其他の生産用機械・同部分品製造業
27	業務用機械器具製造業	271 事務用機械器具製造業 272 サービス用・娯楽用機械器具製造業 273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業 274 医療用機械器具・医療用品製造業 275 光学機械器具・レンズ製造業 276 武器製造業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	281 電子デバイス製造業 282 電子部品製造業 283 記録メディア製造業 284 電子回路製造業 285 ユニット部品製造業 289 其他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業	291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 292 産業用電気機械器具製造業 293 民生用電気機械器具製造業 294 電球・電気照明器具製造業 295 電池製造業 296 電子応用装置製造業 297 電気計測器製造業 299 其他の電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業	301 通信機械器具・同関連機械器具製造業 302 映像・音響機械器具製造業 303 電子計算機・同附属装置製造業
31	輸送用機械器具製造業	311 自動車・同附属品製造業 312 鉄道車両・同部分品製造業 313 船舶製造・修理業, 船用機関製造業

		314 航空機・同附属品製造業 315 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 319 その他の輸送用機械器具製造業
	32 その他の製造業	321 貴金属・宝石製品製造業 322 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く) 323 時計・同部分品製造業 324 楽器製造業 325 がん具・運動用具製造業 326 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業 327 漆器製造業 328 畳等生活雑貨製品製造業 329 他に分類されない製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業	331 電気業
	34 ガス業	341 ガス業
	35 熱供給業	351 熱供給業
	36 水道業	361 上水道業 362 工業用水道業 363 下水道業
G 情報通信業	37 通信業	371 固定電気通信業 372 移動電気通信業 373 電気通信に附帯するサービス業
	38 放送業	381 公共放送業(有線放送業を除く) 382 民間放送業(有線放送業を除く) 383 有線放送業
	39 情報サービス業	391 ソフトウェア業 392 情報処理・提供サービス業
	40 インターネット附随サービス業	401 インターネット附随サービス業
	41 映像・音声・文字情報制作業	411 映像情報制作・配給業 412 音声情報制作業 413 新聞業 414 出版業 415 広告制作業 416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
H 運輸業,郵便業	42 鉄道業	421 鉄道業
	43 道路旅客運送業	431 一般乗合旅客自動車運送業 432 一般乗用旅客自動車運送業 433 一般貸切旅客自動車運送業 439 その他の道路旅客運送業
	44 道路貨物運送業	441 一般貨物自動車運送業 442 特定貨物自動車運送業

		443 貨物軽自動車運送業 444 集配利用運送業 449 その他の道路貨物運送業
	45 水運業	451 外航海運業 452 沿海海運業 453 内陸水運業 454 船舶貸渡業
	46 航空運輸業	461 航空運送業 462 航空機使用業(航空運送業を除く)
	47 倉庫業	471 倉庫業(冷蔵倉庫業を除く) 472 冷蔵倉庫業
	48 運輸に附帯するサービス業	481 港湾運送業 482 貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く) 483 運送代理店 484 こん包業 485 運輸施設提供業 489 その他の運輸に附帯するサービス業
	49 郵便業(信書便事業を含む)	491 郵便業(信書便事業を含む)
I 卸売業,小売業	50 各種商品卸売業	501 各種商品卸売業
	51 繊維・衣服等卸売業	511 繊維品卸売業(衣服,身の回り品を除く) 512 衣服卸売業 513 身の回り品卸売業
	52 飲食料品卸売業	521 農畜産物・水産物卸売業 522 食料・飲料卸売業
	53 建築材料,鉱物・金属材料等卸売業	531 建築材料卸売業 532 化学製品卸売業 533 石油・鉱物卸売業 534 鉄鋼製品卸売業 535 非鉄金属卸売業 536 再生資源卸売業
	54 機械器具卸売業	541 産業機械器具卸売業 542 自動車卸売業 543 電気機械器具卸売業 549 その他の機械器具卸売業
	55 その他の卸売業	551 家具・建具・じゅう器等卸売業 552 医薬品・化粧品等卸売業 553 紙・紙製品卸売業 559 他に分類されない卸売業
	56 各種商品小売業	561 百貨店,総合スーパー 569 その他の各種商品小売業(従業者が常時 50 人未満のもの)
	57 織物・衣服・身の回り品小売業	571 呉服・服地・寝具小売業 572 男子服小売業 573 婦人・子供服小売業

		574 靴・履物小売業 579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業
	58 飲食料品小売業	581 各種食料品小売業 582 野菜・果実小売業 583 食肉小売業 584 鮮魚小売業 585 酒小売業 586 菓子・パン小売業 589 その他の飲食料品小売業
	59 機械器具小売業	591 自動車小売業 592 自転車小売業 593 機械器具小売業(自動車,自転車を除く)
	60 その他の小売業	601 家具・建具・畳小売業 602 じゅう器小売業 603 医薬品・化粧品小売業 604 農耕用品小売業 605 燃料小売業 606 書籍・文房具小売業 607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業 608 写真機・時計・眼鏡小売業 609 他に分類されない小売業
	61 無店舗小売業	611 通信販売・訪問販売小売業 612 自動販売機による小売業 619 その他の無店舗小売業
J 金融業,保険業	62 銀行業	621 中央銀行 622 銀行(中央銀行を除く)
	63 協同組織金融業	631 中小企業等金融業 632 農林水産金融業
	64 貸金業,クレジットカード業等非預金信用機関	641 貸金業 642 質屋 643 クレジットカード業,割賦金融業 649 その他の非預金信用機関
	65 金融商品取引業,商品先物取引業	651 金融商品取引業 652 商品先物取引業,商品投資顧問業
	66 補助的金融業等	661 補助的金融業,金融附帯業 662 信託業 663 金融代理業
	67 保険業(保険媒介代理業,保険サービス業を含む)	671 生命保険業 672 損害保険業 673 共済事業,少額短期保険業 674 保険媒介代理業 675 保険サービス業
K 不動産業,物品賃貸業	68 不動産取引業	681 建物売買業,土地売買業 682 不動産代理業・仲介業

	69 不動産賃貸業・管理業	691 不動産賃貸業(貸家業,貸問業を除く) 692 貸家業,貸問業 693 駐車場業 694 不動産管理業
	70 物品賃貸業	701 各種物品賃貸業 702 産業用機械器具賃貸業 703 事務用機械器具賃貸業 704 自動車賃貸業 705 スポーツ・娯楽用品賃貸業 709 その他の物品賃貸業
L 学術研究,専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関	711 自然科学研究所 712 人文・社会科学研究所
	72 専門サービス業(他に分類されないもの)	721 法律事務所,特許事務所 722 公証人役場,司法書士事務所,土地家屋調査士事務所 723 行政書士事務所 724 公認会計士事務所,税理士事務所 725 社会保険労務士事務所 726 デザイン業 727 著述・芸術家業 728 経営コンサルタント業,純粹持株会社 729 その他の専門サービス業
	73 広告業	731 広告業
	74 技術サービス業(他に分類されないもの)	741 獣医業 742 土木建築サービス業 743 機械設計業 744 商品・非破壊検査業 745 計量証明業 746 写真業 749 その他の技術サービス業
M 宿泊業,飲食サービス業	75 宿泊業	751 旅館,ホテル 752 簡易宿所 753 下宿業 759 その他の宿泊業
	76 飲食店	761 食堂,レストラン(専門料理店を除く) 762 専門料理店 763 そば・うどん店 764 すし店 765 酒場,ビヤホール 766 バー,キャバレー,ナイトクラブ 767 喫茶店 769 その他の飲食店
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	771 持ち帰り飲食サービス業 772 配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業,娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	781 洗濯業



		782 理容業 783 美容業 784 一般公衆浴場業 785 その他の公衆浴場業 789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業
	79 その他の生活関連サービス業	791 旅行業 792 家事サービス業 793 衣服裁縫修理業 794 物品預り業 795 火葬・墓地管理業 796 冠婚葬祭業 799 他に分類されない生活関連サービス業
	80 娯楽業	801 映画館 802 興行場(別掲を除く),興行団 803 競輪・競馬等の競走場,競技団 804 スポーツ施設提供業 805 公園,遊園地 806 遊戯場 809 その他の娯楽業
○ 教育,学習支援業	81 学校教育	811 幼稚園 812 小学校 813 中学校 814 高等学校,中等教育学校 815 特別支援学校 816 高等教育機関 817 専修学校,各種学校 818 学校教育支援機関 819 幼保連携型認定こども園
	82 その他の教育,学習支援業	821 社会教育 822 職業・教育支援施設 823 学習塾 824 教養・技能教授業 829 他に分類されない教育,学習支援業
P 医療,福祉	83 医療業	831 病院 832 一般診療所 833 歯科診療所 834 助産・看護業 835 療術業 836 医療に附帯するサービス業
	84 保健衛生	841 保健所 842 健康相談施設 849 その他の保健衛生
	85 社会保険・社会福祉・介護事業	851 社会保険事業団体 852 福祉事務所 853 児童福祉事業 854 老人福祉・介護事業

		855 障害者福祉事業 859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業
Q 複合サービス事業	86 郵便局	861 郵便局 862 郵便局受託業
	87 協同組合(他に分類されないもの)	871 農林水産業協同組合(他に分類されないもの) 872 事業協同組合(他に分類されないもの)
R サービス業(他に分類されないもの)	88 廃棄物処理業	881 一般廃棄物処理業 882 産業廃棄物処理業 889 その他の廃棄物処理業
	89 自動車整備業	891 自動車整備業
	90 機械等修理業(別掲を除く)	901 機械修理業(電気機械器具を除く) 902 電気機械器具修理業 903 表具業 909 その他の修理業
	91 職業紹介・労働者派遣業	911 職業紹介業 912 労働者派遣業
	92 その他の事業サービス業	921 速記・ワープロ入力・複写業 922 建物サービス業 923 警備業 929 他に分類されない事業サービス業
	93 政治・経済・文化団体	931 経済団体 932 労働団体 933 学術・文化団体
	95 その他のサービス業	951 集会場 952 と畜場 959 他に分類されないサービス業
T 分類不能の産業	99 分類不能の産業	999 分類不能の産業

※様式以外の提出書類は、書類の散逸を防ぐため、全てA4サイズとするかA4用紙に貼付して御提出ください。

## 以下、提出書類様式 取り外して活用ください

各提出書類様式は、専用ポータルサイトからもダウンロードすることができます。

キリトリ（郵送の際封筒に貼付けてご使用ください）

〒162-8799

日本郵便株式会社 牛込郵便局留  
千葉県中小企業等事業継続支援金  
申請受付 御中



# 千葉県中小企業等事業継続支援金 申請書

千葉県中小企業等事業継続支援金交付要綱第3条の対象事業者該当するため、同要綱第6条の規定に基づき、支援金を申請します。なお、下記記載事項及び提出書類の内容については事実と相違ありません。

また、同要綱第7条第2項の規定に基づき支援金の支給が決定した場合、下記口座への振込をお願いします。

令和 年 月 日 千

所在地

千葉県知事 様

申請者 名称

代表者

記

## 1 申請者の情報

主たる事務所の情報	フリガナ			
	名称 (屋号・雅号)			
	フリガナ			
	住所			
	電話番号	営業内容		

申請事業者名 (法人名又は 個人事業者名)	フリガナ											
	名称											
申請者の種別	選択	中小企業等	法人番号									
		個人事業者等	住所(※1)				生年月日	明治・大正 昭和・平成	年	月	日	
		業種(日本産業標準分類)	大分類	中分類	小分類							
資本金 (又は出資金の総額)		円	常時使用する 従業員数	人	創業年月日	明治・大正・昭和 平成・令和	年	月	日			
担当者 (本申請に係る連絡先 ※2)	フリガナ				電話							
	氏名				メールアドレス							
	住所											
<input type="checkbox"/> 主たる収入を雑所得又は給与所得で確定申告を行った個人事業者等である。(該当する場合に✓をしてください)												

上記内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。

※1 個人事業者の「住所」は添付の本人確認資料記載の住所としてください。

※2 不備の連絡は担当者あてに電話又はメールで行います。

## 2 給付要件等に関する確認

該当する項目に✓をしてください。

- 令和3年3月31日までに創業し、申請時点で千葉県内に本店又は主たる事業所を有している。
- まん延防止等重点措置期間(令和3年4月～8月)を対象とする「千葉県感染防止対策協力金」又は「千葉県感染防止対策協力金(大規模施設・テナント等)」の支給対象となっている月はない。
- 申請時点で事業を継続しており、引き続き県内で事業を継続する意思がある。

(裏面に続く)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、売上が減少している。

以下、売上減少の理由として当てはまるものを✓してください。（複数回答可）

- 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う活動自粛等による需要減少
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う予約や受注のキャンセル
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う原材料等の入手困難
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う主催イベント・セミナー等の中止・延期
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う取引先の事業縮小・停止・倒産
- 法人の代表者若しくは個人事業者本人、又はその従業員若しくは親族の新型コロナウイルス感染症罹患
- その他（ ）

### 3 申請特例利用の有無（希望する申請特例に✓をしてください。該当のない方は空欄で構いません）

新規開業特例

- 令和元年設立・開業
- 令和2年設立・開業
- 令和3年設立・創業

合併特例     連結納税特例     事業承継特例     NPO法人・公益法人等特例     罹災特例     白色申告特例

### 4 売上額

令和元年4月	円	令和2年4月	円	令和3年4月	円
令和元年5月	円	令和2年5月	円	令和3年5月	円
令和元年6月	円	令和2年6月	円	令和3年6月	円
令和元年7月	円	令和2年7月	円	令和3年7月	円
令和元年8月	円	令和2年8月	円	令和3年8月	円

### 5 振込先情報（当該通帳の写しを添付してください。）

金融機関名		金融機関コード						(4桁) ※3
本・支店名		支店コード						(3桁) ※3
預金種別	1:普通    2:当座 (いずれかを○で囲んでください)	口座番号(※1)						(7桁)
口座名義人(※2,3)	(通帳見開き) カタカナで記載							サマ

※1 口座番号が6桁以下の場合は、はじめに「0」を記載してください。

※2 口座名義人は、原則として、申請者が法人の場合は当該法人名義、個人事業者の場合は本人名義に限ります。

※3 通帳見開きの記載内容を誤りなく転記。間違いがあると振込エラーとなるため、入金まで時間を要します。

### 6 アンケート（以下はアンケートとなります。本支援金制度の分析や今後の制度の検討等に活用します）

本支援金をどのようにして知りましたか（複数回答可）

- 新聞
- 業界紙
- 県民だより
- 市町村の広報誌
- 千葉県ホームページ
- 市町村ホームページ
- その他ホームページ
- テレビ（ニュース）
- ラジオ
- 商工会議所等からの情報
- 会計士や税理士等の専門家からの情報
- 同業者や知人からの情報

## 千葉県中小企業等事業継続支援金 申請書

千葉県中小企業等事業継続支援金交付要綱第3条の対象事業者に該当するため、同要綱第6条の規定に基づき、支援金を申請します。なお、下記記載事項及び提出書類の内容については事実と相違ありません。

また、同要綱第7条第2項の規定に基づき支援金の支給が決定した場合、下記口座への振込をお願いします。

令和 年 月 日

〒

所在地

千葉県知事 様

申請者

名称

代表者

記

## 1 申請者の情報

主たる事務所の情報	フリガナ			
	名称 (屋号・雅号)			
	フリガナ			
	住所			
	電話番号	営業内容		

申請事業者名 (法人名又は 個人事業者名)	フリガナ											
	名称											
申請者の種別	選択	中小企業等	法人番号					生年月日	明治・大正	年	月	日
		個人事業者等	住所(※1)				昭和・平成		年	月	日	
	業種(日本産業標準分類)	大分類	中分類	小分類								
資本金 (又は出資金の総額)	円	常時使用する 従業員数	人	創業年月日	明治・大正・昭和 平成・令和	年	月	日				
担当者 (本申請に係る連絡先 ※2)	フリガナ						電話					
	氏名						メールアドレス					
	住所											

上記内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。

※1 個人事業者の「住所」は添付の本人確認資料記載の住所としてください。

※2 不備の連絡は担当者あてに電話又はメールで行います。

## 2 給付要件等に関する確認

該当する項目に✓をしてください。

令和3年3月31日までに創業し、申請時点で千葉県内に本店又は主たる事業所を有している。

まん延防止等重点措置期間（令和3年4月～8月）を対象とする「千葉県感染防止対策協力金」又は「千葉県感染防止対策協力金（大規模施設・テナント等）」の支給対象となっている月がある。

※ 協力金の支給対象となっている月を✓してください。

4月 5月 6月 7月 8月

申請時点で事業を継続しており、引き続き県内で事業を継続する意思がある。

(裏面に続く)

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、売上が減少している。
- 以下、売上減少の理由として当てはまるものを✓してください。（複数回答可）
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う活動自粛等による需要減少
  - 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う予約や受注のキャンセル
  - 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う原材料等の入手困難
  - 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う主催イベント・セミナー等の中止・延期
  - 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う取引先の事業縮小・停止・倒産
  - 法人の代表者若しくは個人事業者本人、又はその従業員若しくは親族の新型コロナウイルス感染症罹患
  - その他（ ）

以下は、上乗せ部分（支援金B）に該当する方のみ記入してください。

- ・まん延防止等重点措置等に伴う飲食店への時短営業要請等の影響により、売上が70%以上減少した月を✓してください。
- 4月     5月     6月     7月     8月

### 3 取引先情報

取引のある飲食店等の情報を記入してください。

※まん延防止等重点措置等に伴う時短営業要請等の対象となっている飲食店と直接取引がある場合は、当該飲食店の情報を記入してください。

※上記以外の場合は、商品を納入している取引先事業者（飲食店に限定しません）の情報を記入してください。

※主な取引先を3つまで記載してください。

	法人名又は個人事業者名（屋号）	所在地	電話番号	営業内容
1				
2				
3				

### 4 申請特例利用の有無（希望する申請特例に✓をしてください。該当のない方は空欄で構いません）

- 新規開業特例
- 令和元年設立・開業     令和2年設立・開業     令和3年設立・創業
- 合併特例     連結納税特例     事業承継特例     罹災特例     白色申告特例

### 5 申請月の確認（上乗せ部分（支援金B）に該当する方のみ✓をしてください。）

- 令和3年4月～8月分までを一括して申請する。
- 令和3年4月～7月分までを申請し、後日8月分を申請する。

### 6 売上額

令和元年4月	円	令和2年4月	円	令和3年4月	円
令和元年5月	円	令和2年5月	円	令和3年5月	円
令和元年6月	円	令和2年6月	円	令和3年6月	円
令和元年7月	円	令和2年7月	円	令和3年7月	円
令和元年8月	円	令和2年8月	円	令和3年8月	円

### 7 振込先情報（当該通帳の写しを添付してください。）

金融機関名		金融機関コード				(4桁) ※3
本・支店名		支店コード				(3桁) ※3
預金種別	1：普通    2：当座 (いずれかを○で囲んでください)		口座番号(※1)			(7桁)
口座名義人(※2,3)	(通帳見開き) カタカナで記載					サマ

※1 口座番号が6桁以下の場合は、はじめに「0」を記載してください。

※2 口座名義人は、原則として、申請者が法人の場合は、当該法人名義、個人事業主の場合は本人名義に限ります。

※3 通帳見開きの記載内容を誤りなく転記。間違いがあると振込エラーとなるため、入金まで時間を要します。

### 8 アンケート（以下はアンケートとなります。本支援金制度の分析や今後の制度の検討等に活用します）

本支援金をどのようにして知りましたか（複数回答可）

- 新聞     業界紙     県民だより     市町村の広報誌
- 千葉県ホームページ     市町村ホームページ     その他ホームページ     テレビ（ニュース）
- ラジオ     商工会議所等からの情報     会計士や税理士等の     同業者や知人からの情報
- 専門家からの情報



## 誓 約 書

私は、千葉県中小企業等事業継続支援金の申請をするに当たり、下記の内容について、誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、支援金の支給を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

### 記

- ・支給要件を満たしています。また、申請内容及び提出書類に虚偽はありません。
- ・別添の役員等名簿の記載内容に虚偽はありません。
- ・千葉県中小企業等事業継続支援金の支給を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）が千葉県中小企業等事業継続支援金交付要綱第3条第4項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。また、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。
- ・千葉県から申請の内容について検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、直ちに支援金を返還するとともに、加算金を支払うことに応じます。
- ・国の行政機関（国の行政機関から委託を受けた者を含む）が支援金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であつて、当該審査に必要な限度で、本支援金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該行政機関の求めに応じて千葉県が提供することに同意します。
- ・本支援金の申請に係る書類一式について、帳簿及び全ての証拠書類を今後5年間保存することを承諾します。

以上

令和 年 月 日

千葉県知事 様

所在地

名称

代表者名



役員等名簿

番号	商号又は名称(半角)	商号又は名称(漢字)	氏名(半角)	氏名(漢字)	生年月日			性別 (M・F)	住所	職名
					元号 MTSH	年	月			
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

現在における(私・当法人(団体))の役員等名簿に相違ありません。

令和 年 月 日

住所(法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)

氏名(法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名)

役員等名簿には、支援金を受けようとする事業を行う者が

- ・個人である場合は本人を記載すること。
  - ・法人その他の団体である場合は、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に参与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。)を記載すること。
- ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本協力の申請に関する権限又は執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

